# 名古屋市 第5次一般廃棄物処理基本計画

計画期間 / 平成 28 年度 ~ 平成 40 年度



平成 28 年 3 月

名古屋市



## はじめに

藤前干潟の埋立計画を断念し、「ごみ非常事態宣言」を発表してから 17年以上が経過しました。

この間、徹底した分別・リサイクルの取り組みにより、ごみ処理量を4割、埋立量を8割削減するとともに、「ごみも資源も、元から減らす」発生抑制の取り組みにより、ごみと資源を合わせた総排出量も2割削減することができました。

これもひとえに、市民・事業者の皆様のご協力と地域役員の皆様の献身的なご尽力の賜物です。あらためて、この間の皆様のお力添えに心からお礼を申し上げます。

一方で、広報不足や分別区分変更等により、プラスチック製容器包装、 紙製容器包装の資源分別率が低下しており、ごみ処理量は近年、62万 トン前後で推移し、横ばいの状況です。

新たに策定した「第5次一般廃棄物処理基本計画」では、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念とし、ごみ処理量をピーク時から半減させる目標を掲げました。

ごみ非常事態宣言以降の大幅なごみ減量を支えた名古屋の財産である協働をベースに、市民の皆様、事業者の皆様とともに本計画を着実に進め、「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいきたいと思っております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年3月 名古屋市 ※ 「名古屋市一般廃棄物処理基本計画」は、「ごみ処理基本計画」と「し尿等処理基本計画」から構成されています。

## 第1部 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の目的 2 計画の位置づけ 3 計画期間	· · · · · · · · 1 · · · · · · · · · 2 · · · · · · · 4
第2章 ごみ処理の現状	
<ul><li>1 人口と世帯数等の推移</li><li>2 ごみ処理量等の推移</li><li>3 ごみと資源の内訳</li><li>4 ごみ処理体制</li><li>5 ごみ処理・資源収集等に伴うコスト</li><li>6 ごみ処理・資源収集等に伴う環境負荷</li></ul>	<ul> <li>5</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>11</li> <li>17</li> <li>19</li> </ul>
第3章 第4次一般廃棄物処理基本計画の総括	
<ul><li>1 第 4 次一般廃棄物処理基本計画の総括</li><li>2 施策の実施状況</li><li>3 計画の進捗状況</li><li>4 現状を踏まえた課題の整理</li></ul>	<ul><li>21</li><li>23</li><li>29</li><li>33</li></ul>
第4章 将来予測	
1 人口と世帯数の見通し 2 潜在排出量の将来推計	• • • • • • • 35 • • • • • • 36
第5章 計画の基本理念と目標	
1 基本理念 2 基本方針と目標値 3 品目別の主な取り組み内容	<ul><li>37</li><li>38</li><li>41</li></ul>
第6章 循環型都市実現に向けた施策	
1 施策体系 2 循環型都市の実現に向けた施策 3 計画期間における取り組み	<ul><li>43</li><li>47</li><li>69</li></ul>

## 第2部 し尿等処理基本計画

第1章 策定にあたって	• • • • • • 73
第2章 策定の基本方針	
1 処理区域内 2 処理区域外 3 計画期間	• • • • • • • 73 • • • • • • 73 • • • • • • 73
第3章 処理計画	
1 し尿等の処理量の将来予測 2 水洗化等普及促進 3 収集・運搬計画 4 処分計画	• • • • • • • 74 • • • • • • 74 • • • • • • 75

第1部 ごみ処理基本計画

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の目的

本市は、ごみ処理量が右肩上がりに増加する中、渡り鳥の重要な飛来地である藤前干潟の埋立計画を断念し、平成11年2月に「ごみ非常事態宣言」を発表、市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組みにより、大幅なごみ減量を達成しました。

その後も、ごみ処理量は大きなリバウンドもなく緩やかに減少し、「ごみ非常事態」を脱し、名古屋に分別文化が根付いたと言われるまでになりました。こうした状況を背景に、分別・リサイクル中心のごみ減量施策から歩みを進め、「ごみも資源も元から減らす」発生抑制の取り組みを中心とした「第4次一般廃棄物処理基本計画」(以下、「4次計画」という。)を、平成20年5月に策定しました。

4次計画では、「非常事態の克服」という第1ステップから、「循環型社会」をめざす第2ステップに向けて、天然資源の使用と環境負荷の双方の低減をめざし、「ごみも資源も、減らす、生かす」を基本方針として取り組みを進め、4次計画策定時(平成18年度)に比べ、総排出量は約16万トン減、ごみ処理量は約9万トン減という成果をあげることができました。

一方、平成 23 年度に実施した容器包装以外のプラスチック製品の分別区分変更以降、 分別文化の象徴であったプラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下し、ごみ処理 量は平成 22 年度以降横ばいの状況となるなど、さらなる取り組みの推進が必要となって います。

環境省の指針では、「一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年ごとに改定するほか、計画 策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切で ある」とされています。4次計画は平成20年度の策定から7年が経過しています。

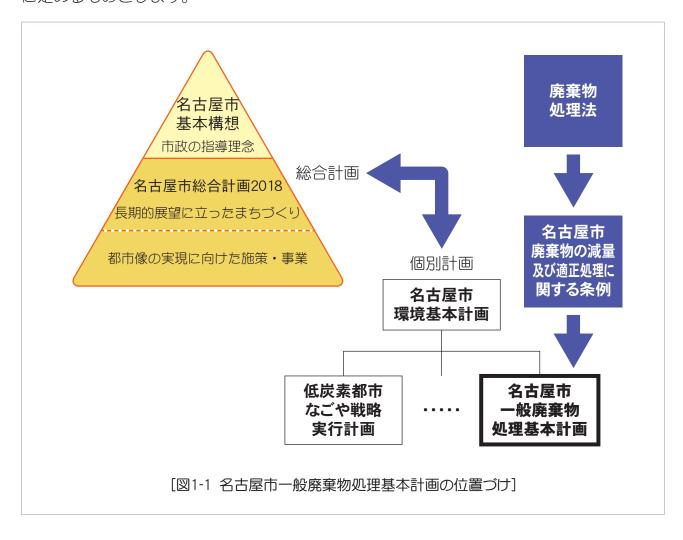
この間、本市においては、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応するため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化する「名古屋市総合計画 2018」を策定し、国においては「循環型社会形成推進基本計画」の見直しや「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の制定が行われました。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」については、平成 25年9月から見直しに向け、環境省と経済産業省の合同会議が行われているところです。

以上のように、明らかになってきた課題や新たな動きに適切に対応し、市民・事業者・ 行政の協働による 3R の取り組みの輪を広げていくとともに、環境負荷の低減と安定的・ 効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、4 次計画を改定 し、「第 5 次一般廃棄物処理基本計画」(以下、「5 次計画」という。)を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「名古屋市総合計画2018」及び「名古屋市環境基本計画」を上位計画とし、これら計画との整合性を図りながら総合的、一体的推進をめざします。

なお、非常災害により生じた廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画とは別に定めるものとします。



#### 〈参考〉 環境基本法 環境基本計画 循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法) ○基本原則 ○国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ○国の施策 循環型社会形成推進基本計画(国の他の計画の基本) 〔一般的な仕組みの確立〕 廃棄物の適正処理 3Rの推進 ①廃棄物の発生抑制 ①再生資源のリサイクル 資 源 ②リサイクル容易な構造・材質等 ②廃棄物の適正処理 廃棄物 有効利用 ③廃棄物処理施設の設置規制 の工夫 処理法 ③分別回収のための表示 ④廃棄物処理業者に対する規制 促進法 ⑤廃棄物処理基準の設定 等 ④副産物の有効利用の促進 「個別物品の特性に応じた規制 ▶ 容器包装 建設 家電 食品 自動車 リサイクル法 リサイクル法 リサイクル法 リサイクル法 リサイクル法 ○容器包装の市 ○食品の製造・ ○工事の受注者 ○関連業者が使 ○廃家電を小売

#### 町村による分 別収集

○容器の製造・ 容器包装の利 用業者による 再商品化

店等が消費者 より引取 ○製造業者等に

よる再商品化

加工:販売業 者が食品廃棄 物等を再生利 用等

- が ・建設物の分別 解体等
- ・建設廃材等の 再資源化等
- 用済自動車の 引取、フロンの 回収、解体、 破砕
- ○製造業者等が エアバッグ・シュレッダーダス トの再資源化、 フロンの破壊

#### 小型家電 リサイクル法

○使用済小型電 子機器等を認 定事業者等が 再資源化

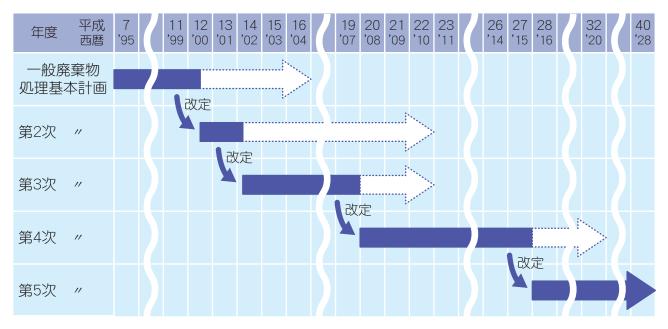
#### グリーン購入法〔国等が率先して再生品などの調達を推進〕

(環境省及び経済産業省資料をもとに名古屋市環境局が作成)

[図1-2 循環型社会の形成を推進するための法体系]

## 3 計画期間

5 次計画の計画期間は、平成 28 年度 (2016) から平成 40 年度 (2028) までとします。 なお、社会経済の状況やごみ量・質の変化、ごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため、計画は概ね 5 年で見直します。

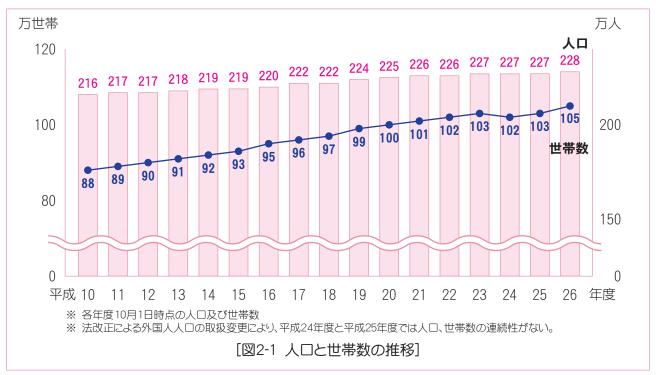


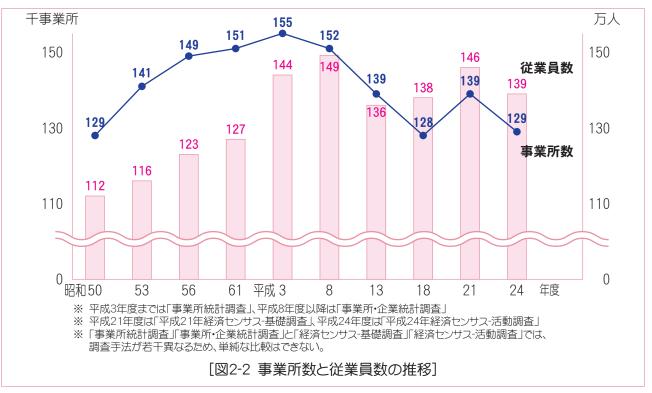
[図1-3 計画期間と目標年次]

#### 人口と世帯数等の推移 1

本市においては、人口・世帯数とも概ね増加傾向で推移しており、平成26年10月1日現 在の人口は、約227万7千人(平成10年度比+5%)、世帯数は104万6千世帯(平成10年度比 +19%)となっています。

また、事業所数は、概ね13万事業所前後、従業員数は140万人前後で推移しています。

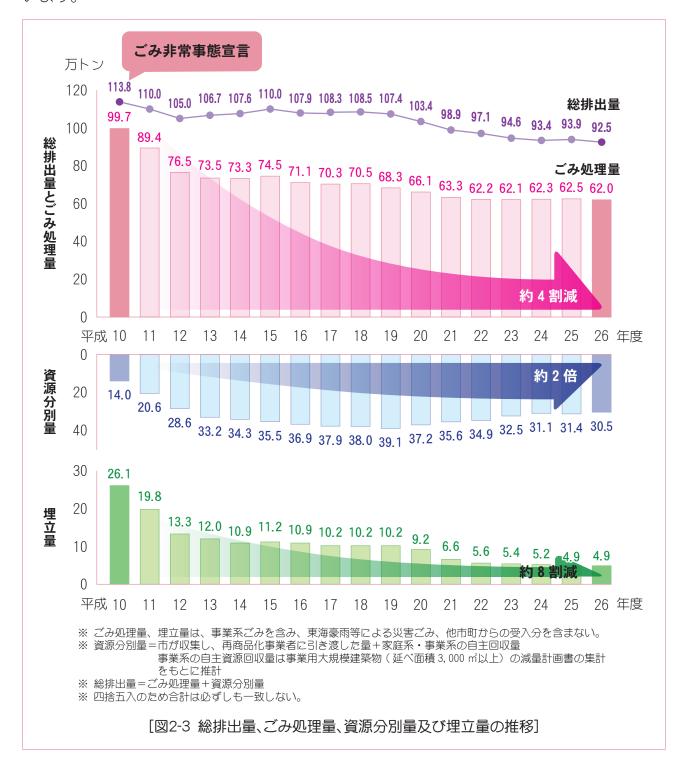




## 2 ごみ処理量等の推移

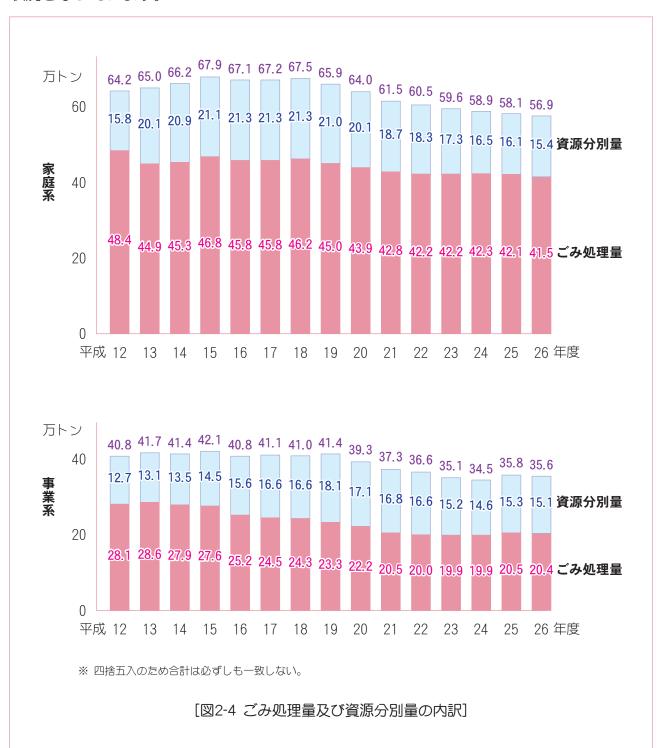
平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の徹底した分別・リサイクルの取り組みにより、「ごみ非常事態宣言」当時(平成10年度)と比べて平成26年度のごみ処理量は約4割減の62万トン、埋立量は約8割減の約5万トンとなっています。

しかしながら、「ごみ非常事態宣言」以降、概ね減少傾向であったごみ処理量は、平成22年度以降はほぼ横ばいで推移しており、資源分別量も平成20年度以降減少傾向が続いています。



資源分別量については、主に古紙が減少しており、インターネットの普及などによる新聞の発行部数・雑誌の販売部数の減少が主な要因ではないかと推測しています。

発生抑制は進んでいるものの、家庭から排出されるごみについては、平成23年4月のプラスチック製品の分別区分変更以降、プラスチック製容器包装などが一部、可燃ごみとして排出される傾向が見られます。また、事業所から排出されるごみについては、排出量の約8割を占める紙類と生ごみの資源化が進んでいないこともあり、ごみ処理量は横ばいの状況となっています。



単位:万トン

策

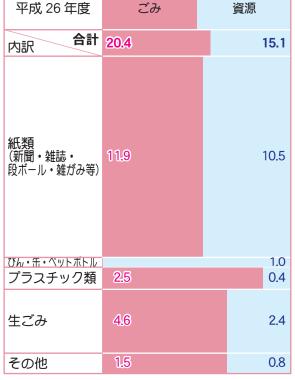
施

## 3 ごみと資源の内訳

#### (1) ごみと資源の分別状況

平成26年度のごみ・資源の内訳は図に示すとおりです。

<家庭系>		単位:	万トン
平成 26 年度	ごみ	資	原
内訳	41.5		15.4
古紙 (新聞・雑誌・ 段ボール・雑がみ)	5.4		9.4
繊維製品(古着・古布)	2.6		0.2
びん・缶・ペットボトル	0.2		2.6
プラスチック製容器包装	2.7		2.3
紙製容器包装	1.7		0.8
プラスチック製品	1.6		
草木類	3.9		
生ごみ	13.8		
その他 (資源化困難な紙等)	9.8		



- ※ ごみの内訳は、焼却工場のピット内組成と「家庭系ごみ 細組成調査」により推計
- ※ 資源の内訳は、事業用大規模建築物(延べ面積 3,000 ㎡ 以上)の減量計画書の集計をもとに推計
- ※ 紙類には、資源化困難な紙を含む。

<事業系>

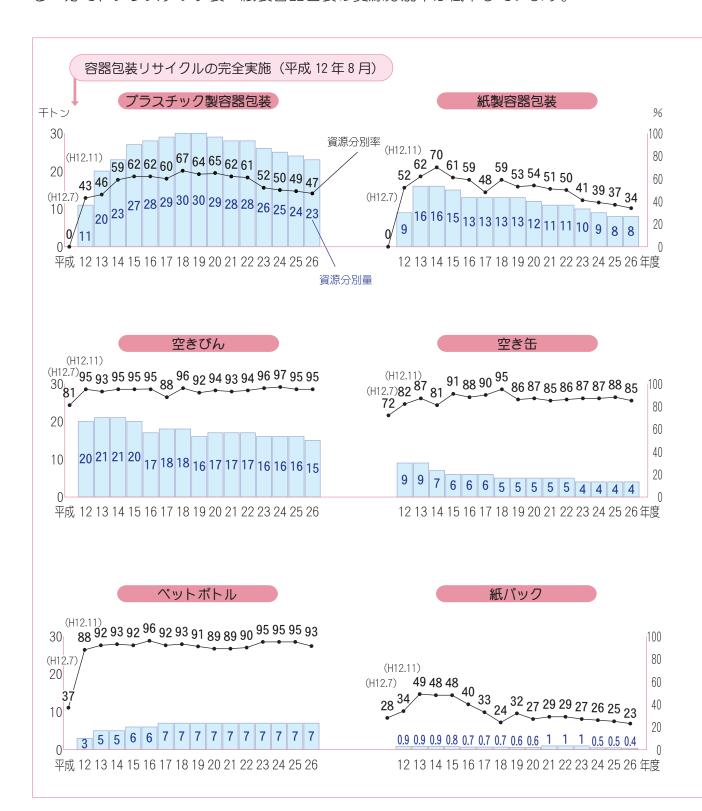
※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

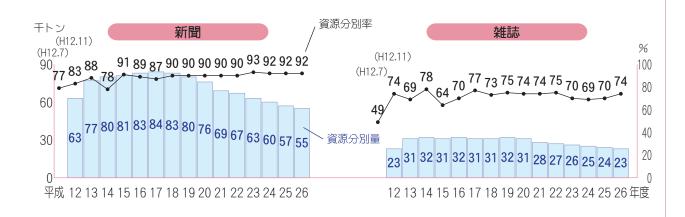
- ※ ごみの内訳は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計
- ※ 資源の内訳は、市収集分と家庭系自主回収量の合計
- ※ 紙製容器包装には紙パックを含む。
- ※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

[図2-5 ごみと資源の分別状況]

#### (2) 資源分別率 (家庭系) の推移

平成12年度から新たにプラスチック製・紙製容器包装等の分別収集を実施したことにより、市民の皆様の分別意識が向上し、他の品目においても資源分別率が上昇しました。 しかし、ここ数年は新聞・雑誌・段ボール等、高い資源分別率を維持している品目がある一方で、プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率は低下しています。







- ※ 資源分別率は、品目別に「資源分別量 / (資源分別量 + ごみの中に含まれていた資源の推計量 )」により算定
- ※ ごみの中に含まれていた資源の推計量は、「家庭系ごみ細組成調査」からの推計
- ※ 資源分別量は、市が収集し、再商品化事業者に引き渡した量と家庭系自主回収量の合計
- ※ スーパーマーケット等が独自に回収し、資源化した量を含まない。
- ※ 新聞、雑誌、段ボールには、紙製容器包装として収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。

[図2-6 資源分別率の推移]

## 4 ごみ処理体制

#### (1) 分別区分及び収集方法

本市では、ごみと資源については以下の区分で収集し、処理しています。なお、古紙及び古着・古布については、市民等の自主的な活動により回収されています。

		区分	収集回数	収集方法
	可発	燃 ご み火性危険物	週2回	指定袋による原則各戸収集
	不粗		月1回	事前申込制による原則各戸収集
	環	境美化ごみ	随 時	
市		空きびん	)用1同	収集容器によるステーション収集
収		空き缶	週1回	指定袋(一部区は収集容器)によるステーション収集
		ペットボトル	週1回	指定袋によるステーション収集
集			週2回	拠点回収
		紙パック		Jem E4X
	資	紙製容器包装	週1回	指定袋によるステーション収集
	源	プラスチック製容器包装		指定袋による原則各戸収集
		<ul><li>小型家電</li><li>食用油</li></ul>	随時	拠点回収
自主回収		古 紙(新聞・雑誌・段ポール等)	実施団体 による	集団資源回収(各戸・拠点)、リサイクルステーション・ 古紙リサイクルセンターでの回収、新聞販売店による 回収
収		繊維製品(古着・古布)		

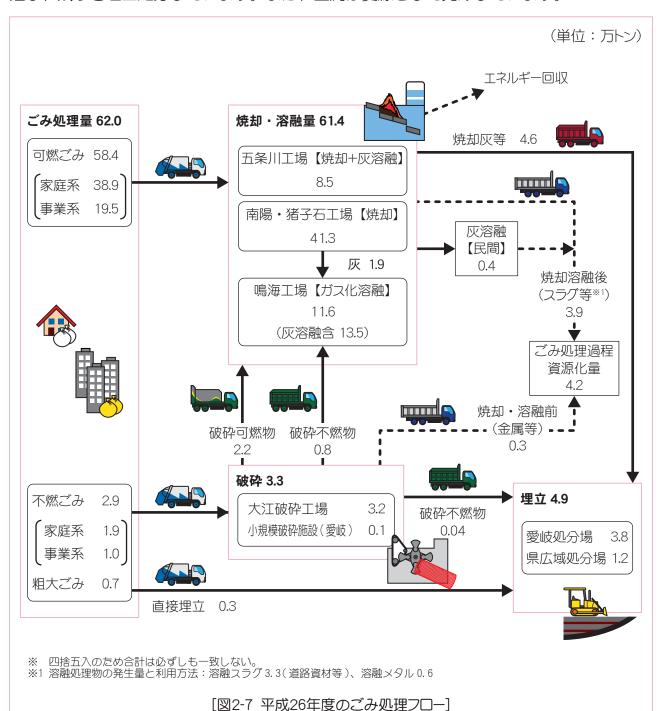
平成27年4月1日現在

なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、事業者が自ら又は市長の許可を得た一般廃棄物処理業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。

#### (2) ごみ処理の仕組み

平成26年度のごみ処理・処分の状況は下図のとおりです。可燃ごみは4か所の焼却工場において焼却・溶融を行い、残った灰を処分場に埋め立てています。また、焼却灰の一部は溶融処理し、生成された溶融スラグを有効利用しています。

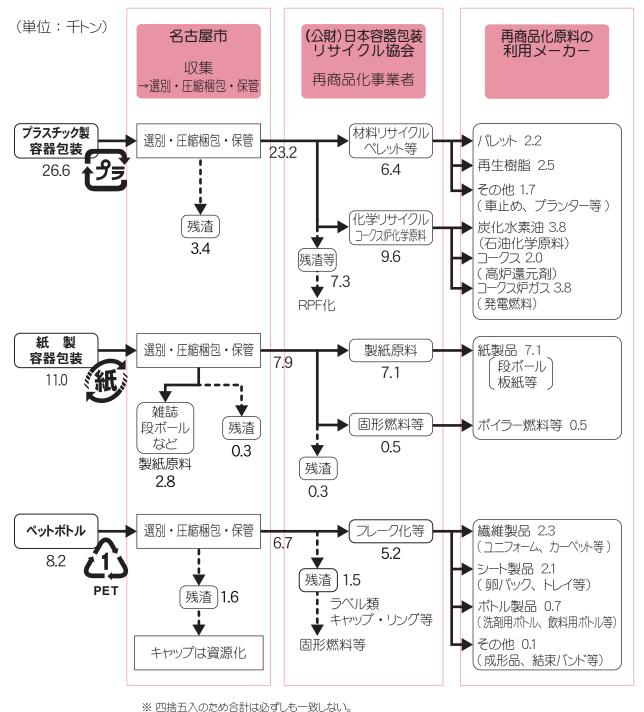
不燃ごみ及び粗大ごみは破砕工場で破砕・機械選別処理を行い、破砕可燃物、破砕不燃物、金属に選別します。破砕可燃物は焼却処理、破砕不燃物は大部分を鳴海工場で溶融処理し、残りを埋立処分しています。また、金属は資源として売却しています。



#### (3) 資源のゆくえ

#### ア プラスチック製容器包装、紙製容器包装、ペットボトル

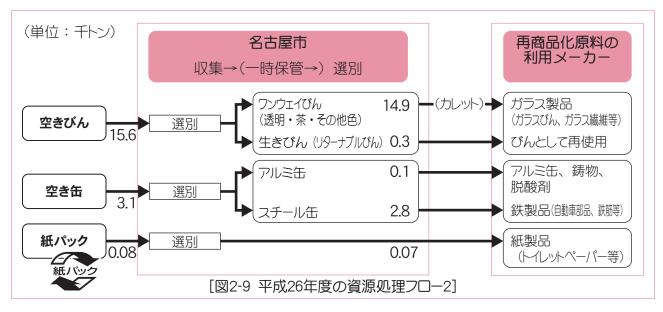
容器包装リサイクル法により、市民が分別排出した容器包装は、市が収集、選別・圧縮梱包・保管し、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化されます。 再商品化事業者は、(公財)日本容器包装リサイクル協会が入札で選定しています。



※ 四括五八のだめ言言は必ずしも一致しない。 ※ 再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は (公財)日本容器包装リサイクル協会資料より推計

[図2-8 平成26年度の資源処理フロー1]

イ 空きびん、空き缶、紙パック 市が収集、(一時保管)選別した後、メーカーに出荷され、製品原料として利用されます。



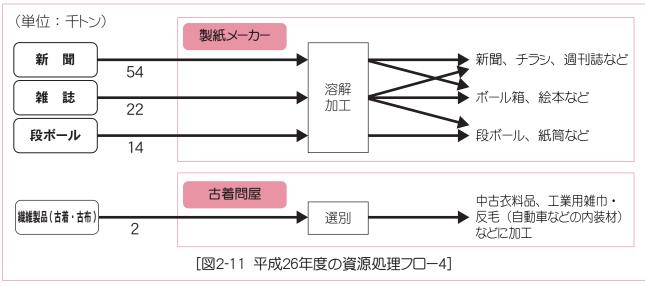
### ウ 小型家電、食用油

市が回収した後、再資源化事業者により資源化される。



### エ 古紙、繊維製品(古着・古布)

集団資源回収、リサイクルステーション等で回収された古紙や繊維製品(古着・古布)の資源化の流れは以下の通りです。



## (4)施設の概要

#### ア焼却工場

施設名	設備規模	所在地	完成年月
南陽工場	1,500トン/24h	港区藤前二丁目101番地	平成 9 年3月
猪子石工場	600トン/24h	千種区香流橋一丁目101番	平成14年3月
五条川工場	560トン/24h (灰溶融炉70トン/24h)	あま市中萱津奥野	平成16年7月
鳴海工場	530トン/24h (可燃ごみ等450トン/24h) 他工場焼却灰80トン/24h)	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月

<sup>※</sup>山田工場は閉鎖中、富田工場は休止中

#### イ 破砕施設

施設名	設備規模	所在地 完成年月	
愛岐処分場小規模破砕施設	20トン/5h	愛 岐 処 分 場 内 平成5年7月	
大江破砕工場	400トン/5h	港区本星崎町字南4047番地の13 平成 9 年3月	

#### ウ 埋立処分場

施設名	総面積(埋立面積) 埋立容量(残余容量*)	所在地	開設年月
愛岐処分場	1,090千m²(252千m²) 444万m³(48.2万m³)	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	昭和57年7月
第二処分場	21千m²( 11千m²) 9.6万m³( 9.6万m³)	港区潮凪町67番地	平成27年5月

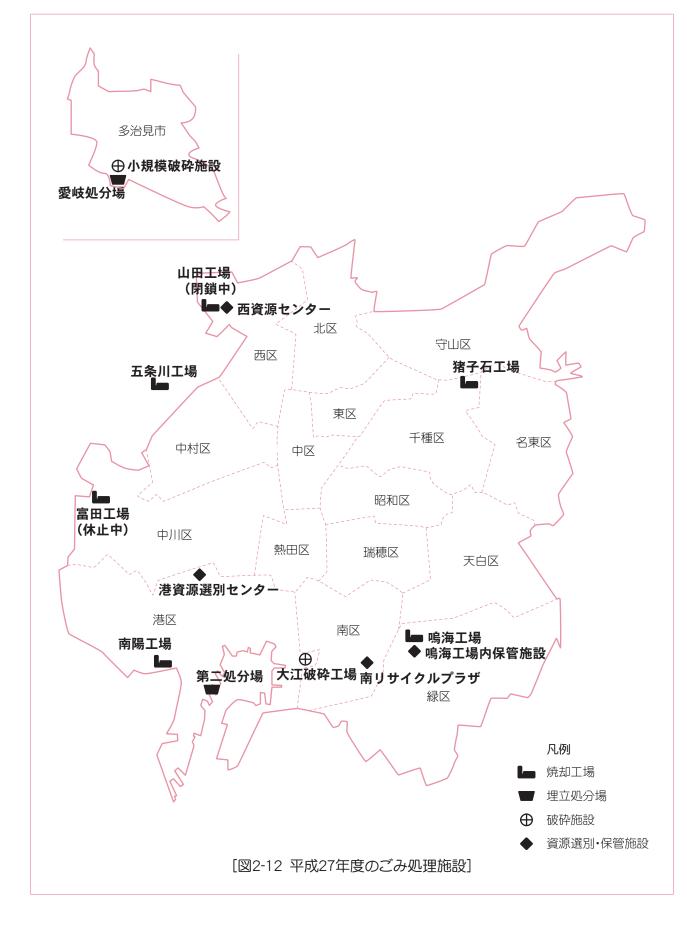
<sup>※</sup> 平成27年4月1日現在

#### 工 資源選別・保管施設

施設名	設備能力	所在地	完成年月
港資源選別センター	空きびん(選別) 20トン/日空 き 缶(選別) 10トン/日	港区正徳町6丁目69番地の1	平成 6 年3月
鳴海工場内保管施設	空きびん(一時保管)22トン/日 空 き 缶 (一時保管) 6トン/日	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月
西資源センター	空きびん(一時保管)30トン/日空 き 缶 (一時保管)15トン/日ペットボトル (圧縮保管) 4トン/日	西区新木町61番地 及び十方町36番地の2	平成11年3月
南リサイクルプラザ	空きびん(一時保管)23トン/日空き缶 (一時保管)13トン/日ペットボトル (圧縮保管) 9トン/日紙パック(選別・保管) 2トン/日	南区元塩町6丁目8番地の5	平成17年3月

施

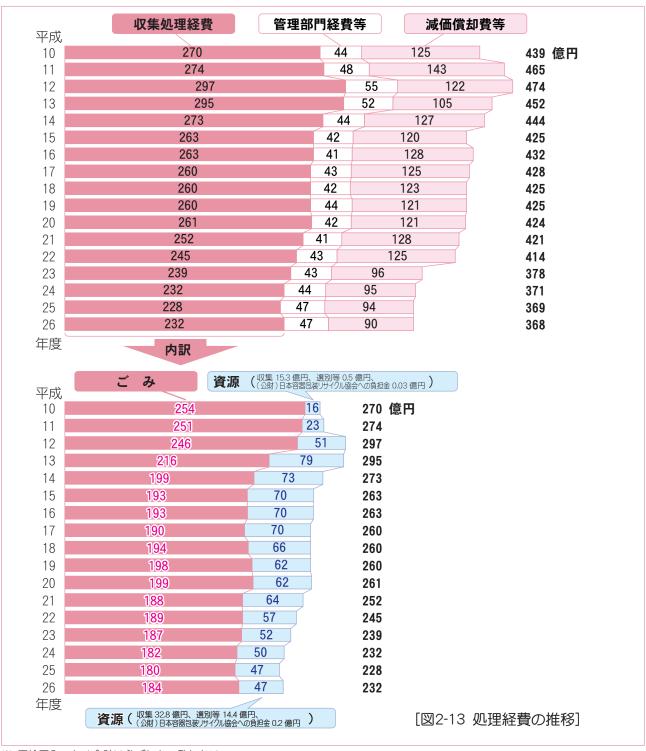
#### オーごみ処理施設配置図



## 5 ごみ処理・資源収集等に伴うコスト

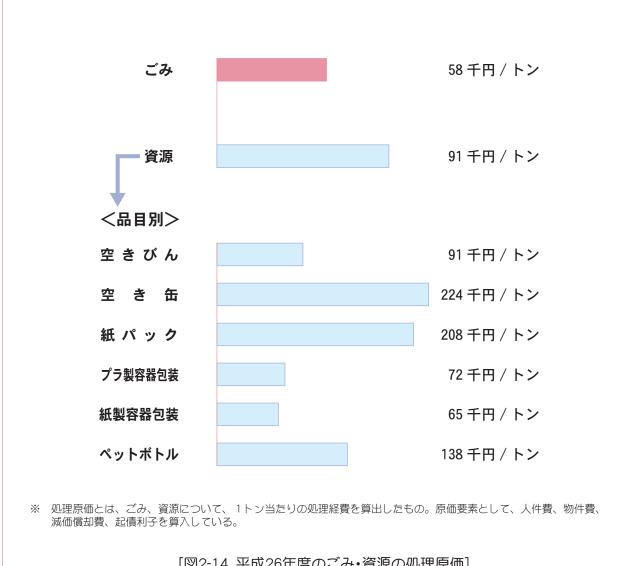
#### (1)処理経費の推移

本市では、「ごみ非常事態宣言」以降の徹底した分別・リサイクルの取り組みにより、 ごみ減量に大きな成果をあげることができました。ごみと資源をあわせた処理経費は、 「ごみ非常事態宣言」当時に比べて一旦は増加しましたが、その後、ごみ処理量の減少と 収集体制の効率化などのコストの圧縮に努めたことにより、当時より約16%(70億円)経費 を圧縮することができました。平成26年度の処理経費は、約368億円となっています。



※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

#### (2) ごみ・資源の処理原価

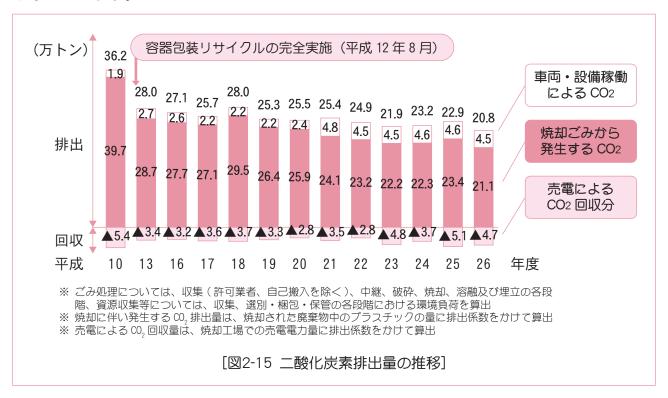


[図2-14 平成26年度のごみ・資源の処理原価]

## 6 ごみ処理・資源収集等に伴う環境負荷

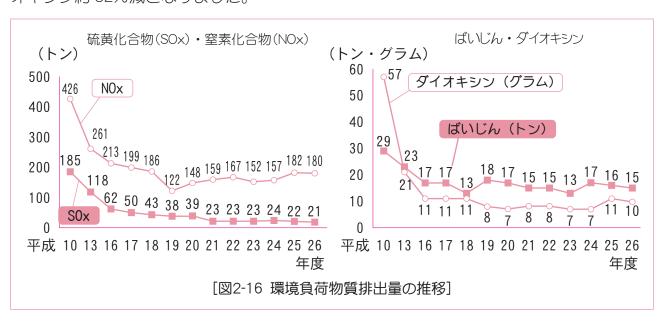
#### (1) 二酸化炭素排出量の推移

平成26年度の $CO_2$ 排出量は20.8万トンであり、「ごみ非常事態宣言」当時より約43%減となっています。



#### (2) 環境負荷物質排出量の推移

焼却工場の設備更新に伴い、排ガス処理施設も高度化され、環境負荷物質の排出量は、「ごみ非常事態宣言当時」より、SOx約89%減、NOx約58%減、ばいじん約48%減、ダイオキシン約82%減となりました。



#### コラム① 容器包装リサイクル法の問題点

#### 問題点1 分かりやすい「素材別リサイクル」へ

#### ○ 法による「容器・包装」の定義が市民感覚に合わない

同じ素材、同じ形状でも、家庭で使用するラップなど「商品そのもの」の場合は法の対象となりません。これは再生技術の難易差から生じるものではなく、法により定義されたものであり、市民感覚に合っていません。

#### ○ 指定収集袋は容器包装と同様に資源化されるべき

自治体に課せられた収集・運搬の役割を円滑に推進するためには、指定収集袋は必要不可欠なものです。しかし、同じプラスチックであっても容器包装ではないため、法ルートによるリサイクルができず異物扱いとなっています。

#### 問題点2 事業所から排出された容器包装も、法ルートによるリサイクルを!

○ 事業所から排出された容器包装は、対象外

現行法の枠組みは家庭系を想定しています。このため、家庭消費と全く同じものであっても、オフィスや店舗で消費される容器包装は対象外です。個人消費向け商品の容器包装は、事業所から排出された場合でも法ルートに乗せられるようにすべきです。

#### 問題点3 設計段階からリサイクルしやすい製品の開発を!

○ 大半の容器包装が、分別・リサイクルに配慮していない

素材を統一した容器包装も出始めています。しかし、「売った後のこと=分別・リサイクル」への配慮は十分でありません。

#### 問題点4 環境コストの内部化を!

○「自治体負担による大量リサイクル」からの脱却

最も手間とコストのかかる収集・選別が自治体負担であり、「拡大生産者責任」が不徹底です。この ため、事業者に対する容器包装の発生抑制効果が不十分であり、ペットボトルなどは生産量が増加し ています。「全てのリサイクルコスト」を事業者負担とし、「収集・選別を自治体が負担する場合には、 委託料などの形で補填」するなど、「拡大生産者責任」を徹底することが必要です。

#### コラム② 容器包装以外のプラスチック製品の取り扱い

容器包装以外のプラスチック製品の処理については、学識経験者・市民団体の代表者等で構成する「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会」で議論が行われ、処理のあり方について平成20年9月に次のとおり報告を受けました。

## 不燃ごみとしている容器包装以外のプラスチック製品について、容器包装リサイクルルートを活用した資源化を追求し、実現困難であれば焼却・熱回収するべき

この報告を踏まえ、市民負担が少なく、最もコスト(収集・選別・再商品化経費)が少ない「容器包装リサイクルルート」を活用した資源化について、国及び日本容器包装リサイクル協会と協議しました。しかし、最終的に実現困難との回答があり、容器包装以外のプラスチック製品のリサイクルをいったん断念することとなりました。

一方、①「焼却工場の設備更新によりプラスチック類の安全な焼却が可能になったこと」、②「破砕処理施設の火災事故を防ぐため、火災の延焼の要因となる可燃性のごみの搬入量を減らす必要があったこと」から、リサイクルの次善の策として、平成23年4月から、これまで不燃ごみとしていた容器包装以外のプラスチック製品を可燃ごみに変更(分別区分変更)し、熱エネルギーとして回収することにより、埋立回避を行うこととしました。

なお、回収した熱エネルギーは発電や近隣施設への熱供給などに有効活用しています。

## 第3章 第4次一般廃棄物処理基本計画の総括

### 第4次一般廃棄物処理基本計画の総括

#### <発生抑制(ごみも資源も、元から減らす)>

4次計画では、「ごみも資源も、元から減らす」発生抑制を基本方針に掲げ、取り組み を進めてきました。

発生抑制の第一歩として、消費者・事業者との協働により、レジ袋有料化を全市で展開 し、有料化実施店舗でのレジ袋辞退率は約9割を維持するなど、市民の行動も大きく変化 しました。

また、製造メーカーによる容器包装の軽量化やインターネット、タブレット端末等の普 及による新聞の発行部数、雑誌の販売部数の減少等により、ごみと資源を合わせた総排出 量は大きく減少し、挑戦目標を上回る水準で発生抑制が進んでいます。

しかしながら、この間、レジ袋有料化を中止・中断する店舗もあり、また、レジ袋に続く 他の容器包装削減の取り組みも、大きな広がりとなっておらず、今後、より効果的な2R (リデュース・リユース)の推進策を検討していくことが必要となっています。

#### <分別徹底(ごみも資源も、分けて生かす)>

ごみ処理量は、市民の皆様の分別・リサイクルの取り組みにより、4次計画策定時(平 成 18 年度 ) から約 1 割減少し、法整備を前提とする削減分\*を除けば、平成 26 年度の時 点では、概ね計画通りに進んでいるものの、家庭から排出されるごみ、事業所から排出さ れるごみはいずれも、平成22年度以降横ばいの状況が続いています。

家庭から排出されるごみについては、平成 23 年 4 月のプラスチック製品の分別区分変 更以降、プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が約 15%低下しており、古着・古布、 雑がみの資源分別率も約1割程度にとどまっていることが主な要因であると考えていま す。地域役員の皆様には引き続き、地域において分別指導にご尽力いただいているところ ですが、分別の必要性や具体的な排出方法など、本市からの情報が十分市民の皆様に届い ていないと考えています。

事業所から排出されるごみについては、排出量の約8割を占める紙類と生ごみの資源化 が進んでいないことが要因であると考えています。

今後、資源分別率が低下している品目や分別が進んでいない品目を重点品目として位置 づけ、居住形態や排出者に応じた効果的な広報・啓発を行っていくことが必要となってい ます。

※ 4次計画に掲げる平成32年度の挑戦目標には、本市の努力だけでは達成できない法整備(容 器包装以外のプラスチック製品の資源化、事業所から排出される容器包装の資源化など ) を前 提とする削減量4万トンを含んでいます。

本市が要望している法整備は、5次計画策定時点においては実現していません。

#### <循環処理(ごみも資源も、素材に応じて生かす)>

平成21年に完成した鳴海工場において、従来埋立処分していた破砕不燃物や他の焼却工場で発生する焼却灰の一部について、可燃ごみとともに溶融処理を進めることにより、溶融スラグや溶融メタルを生成し、それらを有効利用することで、埋立量削減に取り組んできました。この取り組みにより平成26年度は約5万トンと4次計画策定時(平成18年度)に比べ半減し、ほぼ計画通りに埋立量削減が進んでいます。

今後さらにごみ処理量を削減することで、平成32年に、現在ごみ処理能力の5割を担っている南陽工場(他の3工場分に相当)を設備更新のため休止し、代替施設として北名古屋工場(仮称)、富田工場の2工場を稼働させる予定です。北名古屋工場(仮称)では、焼却灰等を全量資源化するとともに、高効率発電設備を導入し、焼却による熱エネルギーを発電に最大限活用することとしました。また、富田工場については、溶融設備は設置できないことから、引き続き焼却灰の資源化について検討を進めるとともに、現状以上の能力の発電設備を導入することとしました。

安定的・効率的な焼却処理を進めていくため、南陽工場の設備更新の具体的な検討、平成 40 年度までの整備計画や大江破砕工場の整備計画について検討を進めていくことが必要となっています。

埋立処分場については、市内に第二処分場を確保するとともに、広域処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場(所在地:愛知県知多郡武豊町、総面積:472千 m²、設置年月:平成23年2月)への搬入を開始したことから、愛岐処分場を含めた複数の処分場による安定的な最終処分体制を確立することができました。今後は愛岐処分場の長寿命化を図るとともに、第二処分場に続く新規処分場についての検討が必要となっています。

#### **<ごみ・資源の処理コストの縮減>**

ごみ処理・資源収集等に伴うコストは、市民の皆様の3Rの取り組みによるごみ処理量の減少と、収集体制の効率化などの経費の圧縮に努めたことにより、平成26年度は4次計画策定時(平成18年度)に比べ約13%減少しています。

しかし、現行の容器包装リサイクル法は、もっとも手間とコストのかかる容器包装の収集・選別が自治体負担であり、事業者に対する容器包装の発生抑制効果が不十分であることから、すべてのリサイクルコストを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の徹底が必要です。

## 2 施策の実施状況

基本方針に基づく主な施策	平成26年度までの主な取り組み	
1 率直でオープンなごみ行政		
ア 協議の場づくり	○課題別ステークホルダー会議の開催 ○容器・包装 3 R推進実行委員会の開催 ○古紙持ち去り防止対策連絡会議の開催	
イ 環境学習・環境教育の推進	○「なごや環境大学」循環型社会推進チームの活動 ○「なごやエコキッズ」・「なごやエコスクール」の実施 ○集団資源回収団体向け説明会の実施 ○地域住民を対象とした清掃施設見学会の実施	
ウ 環境情報の共有化	<ul><li>○名古屋ごみレポートによるごみ処理データの整備・ 公表</li><li>○事業系廃棄物減量計画書届出制度の運用</li></ul>	
(1) 地域からの協働の促進		
ア 名古屋ルール運動等の展開 (市民・事業者・行政の協働)	○三者協定によるレジ袋有料化全市拡大 有料化実施店舗数 1,356店(22年10月)→1,164店(26年度末) コンビニエンスストア・百貨店不参加 ○マイボトル・マイカップ運動の実施 ○三県一市グリーン購入キャンペーンの実施	
イ リユース(再使用)の取り組み支援	〇粗大ごみの修理・展示販売、市民工房の開催 〇リユース食器貸出事業 〇地域フリーマーケットの開催支援	
(2) 循環型社会に向けた経済	<b> A B D D D D D D D D D D</b>	
ア 拡大生産者責任の徹底	〇国に対する継続的な働きかけ (本市単独・全国都市清掃会議等と連携した働きかけ)	
イ 家庭ごみコスト負担の あり方の検討	○他市町村の情報把握	
ウ その他経済的手法の活用	〇国に対する継続的な働きかけ (全国都市清掃会議等と連携した働きかけ)	
(3) 品目別の取り組み		
ア容器包装	○名古屋ルール運動等の展開と拡大生産者責任の徹底 (2(1)ア及び2(2)ア参照)	

基本方針に基づく主な施策	平成26年度までの主な取り組み
2 発生抑制	
(3) 品目別の取り組み	
イ OA用紙 ウ 生ごみ	○大規模事業所・多量排出事業者への指導 ○事業系廃棄物減量計画書届出制度の対象範囲を拡大 (延べ面積3,000㎡以上から1,000㎡以上へ) 事業系廃棄物減量計画書の届出、立ち入り調査等 ○事業者向け3Rガイドラインの作成
	○「3ない運動」、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」の普及啓発
3 分別徹底	
(1) 地域からの協働の促進	
ア 市民分別の徹底	○分別マナーアップキャンペーン月間等による分別啓発 ○ワンルームマンション・共同住宅などでの分別推進 「住宅管理会社と組織する協議会による入居」 者への啓発・指導 ○プラスチック製品の分別区分変更(23年度) ○「ごみと資源の分け方・出し方」全戸配布(23年度)
イ 地域における分別指導	〇分別推進員を活用した指導の実施26年度指導箇所数改善箇所数資源集積場所1,112493共同住宅1,651390
ウ 地域に密着した環境事業所	○地域役員と協働した取り組み ○小学生を対象とした出前講座
エ 事業系ごみの分別徹底	<ul><li>○大規模事業所・多量排出事業者への指導(再掲)</li><li>○事業系廃棄物減量計画書届出制度の対象範囲を拡大(再掲)</li><li>○本市施設搬入段階における搬入指導の実施</li><li>○一般廃棄物収集・運搬業者を通じた排出事業者への働きかけ</li></ul>
(2) 循環型社会に向けた経済	<b>斉システムの構築</b>
ア 容器包装リサイクル法 の改正運動	〇国に対する継続的な働きかけ(再掲) (本市単独・全国都市清掃会議等と連携した働きかけ)
イ 事業者引き取り品目の拡大	

基本方針に基づく主な施策	平成26年度までの主な取り組み					
3 分別徹底						
(3) 品目別の取り組み						
ア古紙	○集団資源回収・リサイクルステーションに対する 支援の実施					
	〇家庭系雑がみの分別回収について広報紙によるPR と集団資源回収団体への説明会(25年度~)の実施					
	○事業系ごみの分別徹底					
	(<家庭系 資源分別率> 18年度       26年度       挑戦目標					
	<事業系 資源分別率> 18年度       26年度       挑戦目標 0 A用紙等・雑がみ       47%       47%       70%       10%					
イ 容器包装	〇市民分別の徹底と地域における分別指導					
	(<家庭系 資源分別率>     18年度     26年度     挑戦目標 プラスチック製容器包装       が起き     67%     47%     70%       紙製容器包装     59%     34%     70%       びん・缶・ペットボトル     92%     93%     95%					
ウ生ごみ	家庭系     〇生ごみ堆肥化容器等購入助成     〇生ごみ堆肥化講座の開催     〇生ごみ循環の環づくり支援     〇使用済み食用油の拠点回収     〇生ごみ分別収集・資源化事業(16~20年度)					
	事業系     〇生ごみ資源化重点立入の実施     〇民間生ごみ資源化施設の整備     平成21年9月 飼料化施設稼働     (国の交付金の活用)     (事業系資源分別率> 18年度 26年度 挑戦目標)					
工剪定枝	<ul><li>生ごみ 24% 34% 50% J</li><li>○落ち葉のリサイクル講座の開催</li><li>○公園・街路樹の剪定枝類の資源化</li></ul>					

	平成26年度までの主な取り組み						
3 分別徹底							
(3) 品目別の取り組み							
オ 繊維製品 (古着・古布)	○集団資源回収・リサイクルステーションに対する 支援の実施(再掲) ○家庭系繊維製品(古着・古布)の分別回収の広報紙による PRと集団資源回収団体への説明会(25年度~)の実施 「〈家庭系資源分別率〉 18年度 26年度 挑戦目標						
力 家電製品等	<ul><li>【 繊維製品(古着・古布) 13% 9% 20% ∫</li><li>○小型家電回収ボックスの設置(26年2月~)</li><li>○国に対する継続的な働きかけ (本市単独・全国都市清掃会議等と連携した働きかけ)</li></ul>						
→ 4 素材特性に応じた循環処理							
(1) ごみ処理の高度化							
ア埋立量の削減	a 焼却灰の溶融処理等の推進  ○全量溶融に向けた施設整備 ・平成21年7月に、可燃ごみとともに他工場の焼却灰や破砕不燃物の溶融を行う鳴海工場が稼働・南陽工場への溶融設備導入可能性調査  ○溶融スラグの有効利用 ・五条川工場及び鳴海工場で生成する溶融スラグの有効利用  ○金属類の回収 ・大江破砕工場での金属回収 ・五条川工場及び鳴海工場での溶融メタルの回収  ○溶融飛灰(五条川工場)の資源化  b プラスチック類の埋立回避  ○平成20年12月に、化学繊維・人工皮革・ゴムの分別区分を不燃ごみから可燃ごみへ変更  ○平成23年4月に、プラスチック製品の分別区分を不燃ごみから可燃ごみへ変更						

基本方針に基づく主な施策	平成26年度までの主な取り組み		
4 素材特性に応じた循環処理			
(1)ごみ処理の高度化			
イ エネルギー回収の推進	a 生ごみ等のメタン発酵処理設備の導入検討 ○焼却工場にメタン発酵処理設備を併設した場合の効果やコストの検証		
	b 発電効率の向上 〇新設する北名古屋工場(仮称)への高効率発電設備導 入方針を決定		
(2)計画的な設備更新			
ア 計画的なローテーションの確立	○平成32年度以降の施設整備計画の検討		
イ 南陽工場の設備更新	○建屋を有効活用した場合の課題、効果の検討		
ウ 南陽工場代替施設の整備	〇北名古屋工場(仮称)の建設と富田工場の建屋を有効 活用した設備更新に向けた環境影響評価や設計作業 等		
エー大江破砕工場の更新計画	○大江破砕工場の整備方法の検討 ○北名古屋工場(仮称)への破砕設備導入方針を決定 ○南陽工場への破砕設備導入可能性調査		
(3)長期的かつ安定的な埋立	Z処分場の確保		
愛岐処分場	〇平成24年度に長期管理計画を策定し、その計画に 基づき計画的に設備の整備を実施		
市内処分場	○平成25年度末をもって南区内の第一処分場の埋立 を終了 ○平成27年5月に港区内に第二処分場を開設		
広域処分場	○平成22年度から広域処分場である衣浦港3号地廃棄 物最終処分場に焼却灰の搬入を開始		
民間処分場	〇広域処分場への搬入が確保されたことなどにより、 平成22年度以降搬入を休止		

#### 計画の進捗状況 3

#### (1) 進捗状況

4次計画の進捗状況は次のとおりです。

(単位:万トン)

		立:				
	第4次一般廃棄物処理基本計画					
	策定時	計画値	挑戦目標	現 		
平成 年度	18	26	32	26	計画値と	
西暦 (20')	('06)	('14)	('20)	('14)	の差	
総排出量	108	106	104	9 3	▲ 1 3	
家庭系	67	66	65	57	<b>▲</b> 9	
事業系	41	40	39	36	<b>▲</b> 5	
資源分別量	3 8	4 5	5 0	3 1	<b>A</b> 1 4	
更 <i>脉 刀 別</i> 里	3.0	4 3				
家 庭 系	21	24	26	15	<b>▲</b> 8	
事業系	17	21	24	15	<b>▲</b> 6	
ごみ処理量	7 0	6 2	5 4	6 2	+0	
このた理里	7 0	0 2	34	0 2	T 0	
家 庭 系	46	43	39	42	▲1	
事業系	24	19	15	20	+1	
焼却・溶融量	6 8	6 1	5 4	6 1	+ 0	
埋 立 量	1 0	4	2	5	+ 1	
· 注 · 工 · 里	1 0	4	2	5		
焼却灰等	8	4	2	5	+1	
不 燃 物	2	0	0	0	+0	
CO <sub>2</sub> 排出量	28	20	13~16	2 1	+ 1	

<sup>※</sup> 他市町からの受入れ分は除く。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。 ※ 平成26年度の計画値は、法整備を前提とする削減分を除く。 ※  $\mathrm{CO}_2$ 排出量の挑戦目標は、施設の整備内容等によって変動する。

旨

総 括

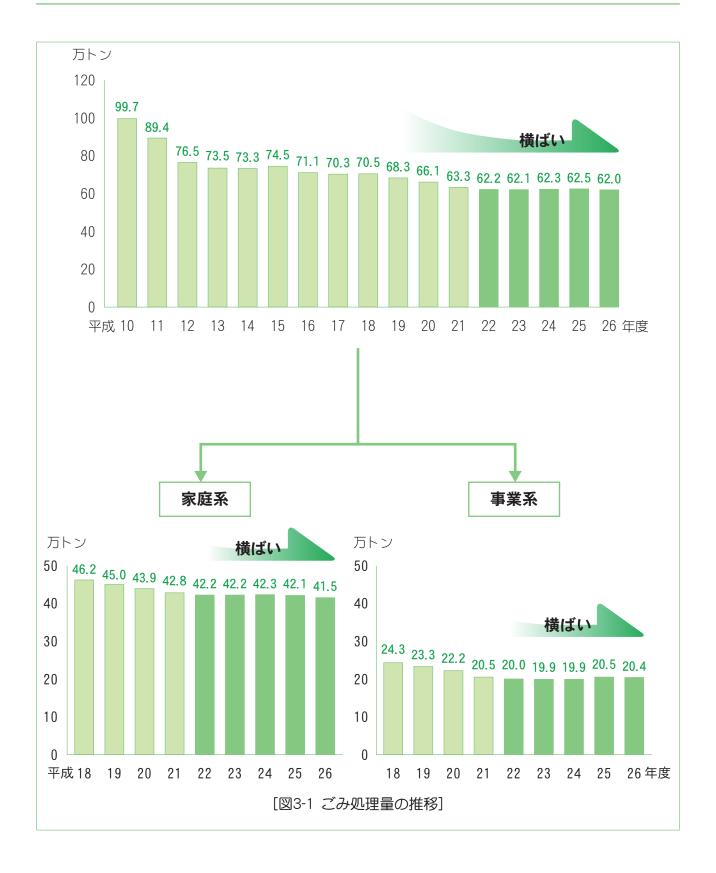
策

## (2) 資源分別率

			第4次一般	第4次一般廃棄物処理基本計画			現状		
			策定時	計画値	挑戦目標	<b>近</b>	1/\		
平成 年度 西暦 (20')			18 ('06)	26 ('14)	32 ('20)	26 ('14)	計画値と の 差		
家庭	容器包装	びん・缶・ペットボト プラスチック製容器包 紙 製 容 器 包 編	接 67%	9 5 % 6 7 % 6 6 %	9 5 % 7 0 % 7 0 %	9 3 % 4 7 % 3 4 %	▲ 2% ▲20% ▲32%		
系	古紙	新聞・雑誌・段ボー 雑 ガ d	ν 84% γ · · ·	8 7 % 2 0 %	90%	8 4 % 1 1 %* <sup>1</sup>	<b>▲</b> 3% <b>▲</b> 9%		
	繊 (	維 製 品 古着・古布)	13%	19%	20%	9 %	▲10%		
	容器包装	びん・缶・ペットボト	り 9 0 %超	9 5 %	9 5 %	100%	_		
事	紙	<u>*</u>	47%	59%	70%	4 7 %	▲12%		
業系	生	Ž ā	24%	46%	50%	3 4 %	▲13%		
	プそ	ラスチック st の 他		22%	50%	1 5 % 3 4 %	<b>▲</b> 7% +7%		

<sup>※</sup> 平成23年度に実施した雑誌の組成調査結果(雑がみ 19.8%)から雑がみの資源化量を推計して算出 ※ 平成26年度の計画値は、法整備を前提とする削減分を除く。 ※ 事業系の紙類には、資源化困難な紙を含む。

## (3) ごみ処理量の推移



## 4 現状を踏まえた課題の整理

## (1) 家庭から排出されるごみ・資源の減量に向けた重点課題

## 課題 1 分別・リサイクルの推進

- (1) 重点品目に対する取り組みの強化
  - プラスチック製・紙製容器包装
  - 〇 繊維製品(古着・古布)
  - 〇 雑がみ
- (2) 居住形態・排出者に応じた啓発・指導の強化
  - 排出場所が共同である建物(ワンルームマンション、共同住宅など)
  - 市政の情報が伝わりにくい市民(学生、外国人など)

## 課題 2 2 R(リデュース・リユース)の拡充

- (1) レジ袋削減運動の展開
- (2) レジ袋以外の容器包装削減運動の展開
- (3) 効果的な2Rの推進策の検討

#### (2) 事業活動に伴い排出されるごみ・資源の減量に向けた重点課題

#### 課題 1 分別・リサイクルの推進

- (1) 重点品目に対する取り組みの強化
  - 紙類(新聞・雑誌・段ボール・雑ガみ等)
  - 〇 生ごみ
- (2) 排出実態の把握と実態に合わせた対策の検討
  - 大規模事業所・多量排出事業者以外の中小事業者

## 課題 2 R(リデュース・リユース)の拡充

(1) 事業者が取り組むべき2 Rの推進策の検討

## (3) ごみ処理施設の整備における重点課題

## 課題 1 ごみ処理の高度化

- (1) 焼却灰の資源化手法
  - 溶融スラグ等の利用先の確保
  - 民間施設の活用(溶融処理、セメント化、焼成処理)
- (2) メタン発酵処理設備の導入検討
  - メタン発酵処理技術の進展(設備規模、CO<sub>2</sub>削減効果)

## 課題 2 計画的な設備更新

- (1) 計画的なローテーションの確立
  - 平成32年度から設備更新に入る南陽工場に続き、猪子石工場、五条川工場の2工場が更新時期を迎えることから、大規模改修または設備更新等の検討が必要
  - 必要な処理能力の確保、整備コスト、埋立量の削減、設備更新時の収集運搬 効率などを考慮した整備計画の検討が必要
- (2) 大江破砕工場の整備計画
  - 〇 本市の不燃ごみ・粗大ごみの大半を処理している大江破砕工場は平成9年度から 稼働しており、平成20年度の火災で被災した選別設備は更新したが、被災しな かった破砕機などの主要部分は老朽化が進行しているため大規模な補修が必要
  - 北名古屋工場(仮称)での破砕設備稼働により大江破砕工場の処理量が減少するため、規模縮小の検討にあわせて、他の焼却工場への破砕設備導入の可能性など、コストを勘案しながら整備計画の検討が必要

## 課題3 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

- (1) 愛岐処分場の長寿命化
  - 愛岐処分場の老朽化に対応するため、長期管理計画に基づき計画的に設備を 改修するなど着実な整備が必要
- (2) 広域処分場の活用
  - 広域処分場である、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の終了後も、引き続き次期広域処分場が活用できるように関係機関への働きかけが必要
- (3) 新規処分場の検討
  - 〇 平成27年5月に開設した、第二処分場に続く新規処分場について、自区内 処理やリスク分散、建設コスト、埋立量及び本市焼却工場の灰資源化の状況 などを考慮した検討が必要

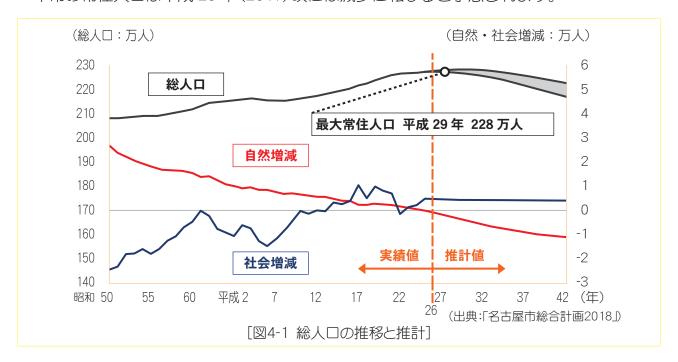
# 第4章 将来予測

## 1 人口と世帯数の見通し

「名古屋市総合計画 2018」において示されている、人口と世帯数の将来の見通しは下記の通りです。

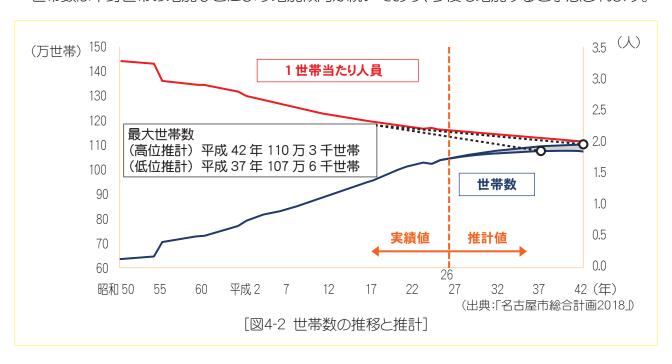
## (1)人口推計

本市の常住人口は平成29年(2017)頃には減少に転じると予想されます。



#### (2)世帯数推計

世帯数は単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、今後も増加すると予想されます。



# し尿等

## 2 潜在排出量の将来推計

## (1) 将来推計の考え方

5次計画の目標値を設定するにあたり、「名古屋市総合計画 2018」で示された人口・世帯数の見通しに基づき、ごみと資源を合わせた総排出量をベースに、潜在排出量の将来推計を行いました。

潜在排出量とは、現在実施している施策を維持しつつ、新たな施策を実施しない場合のごみ・資源の発生量の合計です。

## 家庭から排出されるごみ・資源

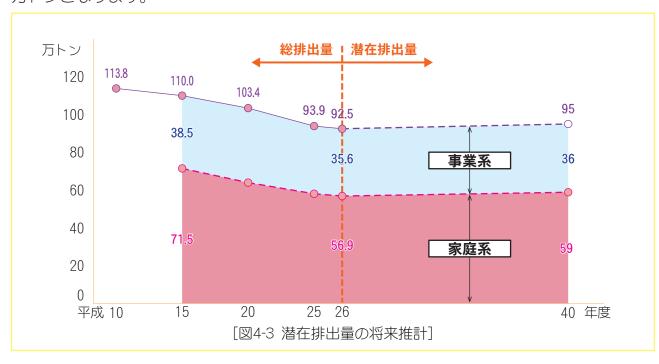
- ・「名古屋市総合計画 2018」の人口・世帯数の将来の見通しを勘案 (高位推計:人口 約 2%減少、世帯数約 5 %増加)
- ・平成26年度の発生抑制を維持

## 事業活動に伴って排出されるごみ・資源

- ・平成 26 年度の総排出量にリニア開通 (平成 39 年度予定)に向けた再開発を勘案
- ・平成 26 年度の発生抑制を維持

## (2) 将来推計值

上記の考え方に基づいた将来推計では、平成40年度のごみ・資源の潜在排出量は、95万トンとなります。



## 計画の基本理念と目標

## 1 基本理念

平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者の皆様との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで 3 R の取り組みを推進します。

環境にも配慮しながら安定的かつ効率的な施設整備に努め、持続可能な循環型都市「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」をめざします。

## めざすまちの姿(「名古屋市総合計画2018」)

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている

3Rの推進

環境にも配慮した安定的・ 効率的な処理体制の確保

## 第5次一般廃棄物処理基本計画

基本理念

市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、 持続可能な循環型都市をめざします。

基本方針 1 協働

基本方針2 2Rの推進

基本方針3 分別・リサイクルの推進

基本方針 4 環境に配慮した施設整備

ごみ非常事態宣言以降の大幅なごみ減量を支えた 市民・事業者との協働による「分別文化」

## 2 基本方針と目標値

## (1) 基本方針

## 基本方針 1 協働 ~3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり~

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

## 基本方針 2 2Rの推進 ~「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす~

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R(「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」)の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

## 基本方針3 分別・リサイクルの推進 ~ごみも資源も分けて生かす~

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

## 基本方針 4 環境に配慮した施設整備 ~将来にわたり持続可能な処理・処分体制を確保する~

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

## (2)目標値

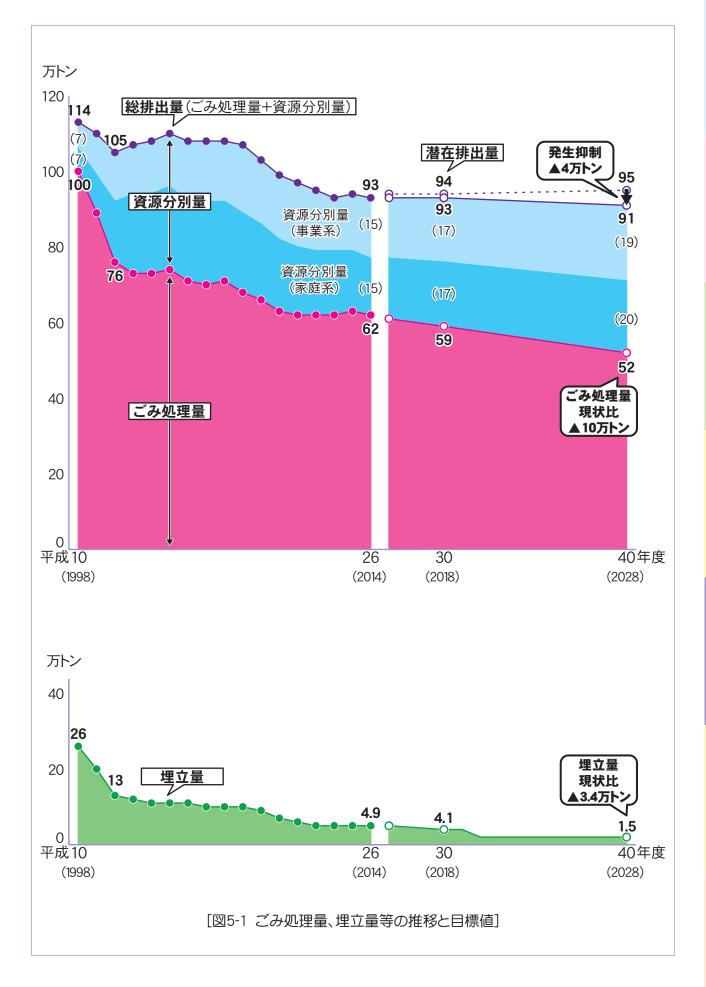
「名古屋市総合計画 2018」を踏まえ、5 次計画の目標値を設定しました。

(単位:万トン)

			(単位・カドク)
	現 状	「名古屋市総合計画2018」 目標値	目標値
平成 年度 西暦 (20')	26 ('14)	30 ('18)	40 ('28)
潜在排出量	_	9 4	95 将来推計
家 庭 系	_	58	59 人口減少 世帯数増加
事業系	_	36	36
総排出量	9 3	9 3	9 1 2 Rの推進
家 庭 系	57	57	56 容器包装・古紙・ 生ごみ
事 業 系	36	36	35
資源分別量	3 1	3 4	3 9 分別・リサイクルの推進
家 庭 系	15	17	20 家庭系容器包装・ 古着・古布・雑がみ
事業系	15	17	19 事業系古紙・生ごみ等
ごみ処理量	6 2	5 9	5 2 **2 10万トン削減
<市外分を含む場合>	<67>	<64>	<57> ピーク時100万トン の1/2
家庭系	42	41	37
事業系	20	18	15
焼却·溶融量 <sup>*1</sup>	6 1	5 9	5 2 **2
<市外分を含む場合>	<66>	<64>	<57>
埋立量	4.9	4.1	1.5*2
<市外分を含む場合>	<5.2>	<4.4>	<1.8> 7割削減
焼却灰等	4.6	3.8	1.2 ピーク時32万トン の1/20
不燃物	0.4	0.3	0.3
CO₂排出量	2 1	2 0	1 2 <sup>*2</sup>
資源分別率	33%	3 6 %	4 3 %
家 庭 系	27%	29%	35%
事業系	43%	48%	56%

<sup>※</sup> 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

<sup>※1</sup> 焼却・溶融量は、ごみ処理量からごみ処理過程資源化量(金属等)と不燃物埋立量を除いたものである。 ※2 法整備により拡大生産者責任の徹底がなされない場合、ごみ処理量は56万トン、焼却・溶融量は56万トン、埋立量は2.0万トン、 CO<sub>2</sub>排出量は17万トンとなる。



## 3 品目別の主な取り組み内容

区分 家庭系 事業系 2Rの推進 → 10%削減 2Rの推進 10%削減 ☆名古屋ルール運動の展開 ・レジ袋有料化の推進 ・簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり ☆消費者・事業者の自主的な行動の促進 ☆事業者の自主的な行動の促進 ★2R推進のための社会経済システムの構築 ★2R推進のための社会経済システムの構築 ・法整備による拡大生産者責任の徹底 法整備による拡大生産者責任の徹底 容 器 分別・リサイクルの推進 分別・リサイクルの推進 ☆市民の分別徹底 ☆事業者の分別徹底 包, 対象者を絞った集中的な広報・啓発 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 ・分別指導体制の強化 ・事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 装 ・分別・リサイクルに係る中小事業者への重点 <資源分別率> 的な啓発 プラスチック製容器包装 47%→70% 紙製容器包装 34%→70% <資源分別率> びん・缶・ペットボトル 90% 超を維持 びん・缶・ペットボトル 90%超を維持 ★リサイクル推進のための社会経済システムの構築 ★リサイクル推進のための社会経済システムの構築 ・法整備による拡大生産者責任の徹底 ・法整備による拡大生産者責任の徹底 (素材別リサイクルの追求) (事業所から排出される容器包装の資源化ルートの確立) 2Rの推進 2Rの推進 → 10%削減 → 5%削減 ☆消費者の自主的な行動の促進 ☆事業者の自主的な行動の促進 ・事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 ・2Rに係る中小事業者への重点的な啓発 古 分別・リサイクルの推進 分別・リサイクルの推進 ☆市民の分別徹底 ☆事業者の分別徹底 ・対象者を絞った集中的な広報・啓発 ・事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 ・事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 紙 ・分別・リサイクルに係る中小事業者への重点 的な啓発 <資源分別率> <資源分別率> 雑がみ 11%→40% 資源化可能な紙類 70%→80% 新聞・雑誌・段ボール 85%を維持」

区分 家庭系 事業系 2Rの推進 5%削減 2Rの推進 → 5%削減 ☆消費者の自主的な行動の促進 ☆事業者の自主的な行動の促進 ・生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギュ ・飲食店等と連携した食品ロス削減のための仕 ッと水切り・ひとしぼり運動」の推進 組みづくり ・生ごみ堆肥化の促進 生 分別・リサイクルの推進 2 ☆事業者の分別徹底 ・事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 2 ・事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 ・分別・リサイクルに係る中小事業者への重点 的な啓発 <資源分別率> 生ごみ 34%→50% 分別・リサイクルの推進 分別・リサイクルの推進 古着・古布 その他 ☆市民の分別徹底 ☆限りある資源の有効活用 ・古着・古布の資源化の促進 ・資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討 <資源分別率> 9%→40% 古着・古布 小型家電・食用油 そ ☆限りある資源の有効活用 ・小型家電リサイクルの推進 0 ・食用油リサイクルの推進 他 プラスチック類 ★リサイクル推進のための社会経済システムの構築 ・法整備による拡大生産者責任の徹底 (非容器包装プラスチックの資源化ルートの確立) その他 ☆限りある資源の有効活用 ・資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討

- ☆市民・事業者との協働による取り組み
- ★拡大生産者責任の徹底(設計段階からの発生抑制促進などの法整備)

#### 施策体系 1

基本理念

市

民

事

業者

行政が共に学び

共に行動

持

続 可

能

な循環型都市をめざします

基本方針

施策の方向性

## 1 協働

~3Rの取り組みを支える 持続可能な仕組みづくり~

「なごやの環境」を持続可能 な状態で次世代に引き継いでい くため、名古屋の財産である市 民・事業者との協働をベース に、ごみ減量の取り組みを進め ます。

① 環境学習の推進

② 協働を促進するための情報共有

## 2 2Rの推進

~「もったいない」の心で ごみも資源も元から減らす~

「もったいない」という意識 の啓発に努め、消費者の選択と いう行動を通して2R(「発生 抑制(リデュース)」「再使用(リ ユース)」)の取り組みを進め、 天然資源の使用削減をめざしま す。

③ 名古屋ルール運動の展開

④ 消費者・事業者の自主的な行動の促進

⑤ リユースの取り組み支援

⑥ 2 R推進のための社会経済システムの構築

43

主な施策 めざすまちの姿

- ◎「なごや環境学習プラン」の推進
- 口「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進
- □ 環境学習拠点(エコパルなごや)の充実
- □ 環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ
- 口「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みの支援
- ◎ ごみ減量マインドを持った職員の育成



- □ 事業系廃棄物減量計画書に基づくデータ整備・公表
- ◎ⅠT媒体による情報の充実
- ◎ スーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信
- □集団資源回収団体への研修機会の充実
- ロレジ袋有料化の推進
- ◎ 簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり
- ロ マイボトル・マイカップ運動の推進
- ◎ リユースびん循環の仕組みづくり
- 動画等を活用した広報・啓発の展開
- ロ 三県一市グリーン購入キャンペーンの実施
- □ 生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギュッと水切り・ひとしぼ り運動」の推進
- 口生ごみ堆肥化の促進
- ◎ 飲食店等と連携した食品□ス削減のための仕組みづくり
- □ 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施
- ロエコ事業所認定制度による2Rの推進
- ◎ 2 Rに係る中小事業者への重点的な啓発
- ロ リユース家具の展示・販売
- ロ リユースに取り組むための講座の開催
- ロ リユース食器の貸し出し
- □ 地域におけるフリーマーケットの開催支援
- ◎ 2 Rに係る中小事業者への重点的な啓発(再掲)
- ◎ リユースびん循環の仕組みづくり(再掲)
- □ 法整備による拡大生産者責任の徹底
- □ 家庭ごみコスト負担のあり方についての検討
- □事業者の自己処理責任の徹底
- ◎・・・新規・拡充 □・・・継続





廃棄物などの発生抑制がすすみ

## 3 分別・リサイクルの推進 ~ごみも資源も 分けて生かす~

「ごみ非常事態宣言」以降 の大幅なごみ減量を支えた「名 古屋の分別文化」を今後も継承 し、さらなるごみ減量に挑戦しま す。 ⑦ 市民の分別徹底

⑧ 事業者の分別徹底

⑨ 限りある資源の有効活用と法令改正等への対応

(10) リサイクル推進のための社会経済システムの構築

## 4 環境に配慮した施設整備

~将来にわたり持続可能な 処理・処分体制を確保する~

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に 長寿命化することや、新規処分 場についての検討を行うこと等 により、長期的かつ安定的な埋 立処分場の確保を図ります。 ⑪ 環境負荷の低減

② 計画的な施設整備

③ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

主な施策 めざすまちの姿

- ◎ 対象者を絞った集中的な広報・啓発
- I T媒体による情報の充実(再掲)
- □ 住宅管理会社(協議会)との連携強化
- ◎ 分別指導体制の強化
- □ 地域と協働した取り組みの推進
- ◎ 古着・古布の資源化の促進
- □ 古紙持ち去り防止対策の実施
- □ 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施(再掲)
- □ 処理施設での搬入指導を通じた事業系ごみ分別の促進
- ◎ 事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導
- □ 事業系ごみ収集・運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ
- ◎ 分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発
- □ 小型家電リサイクルの推進
- ロ 食用油リサイクルの推進
- ◎ 資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討
- ◎「水銀に関する水俣条約」への対応
- ◎ スプレー缶類の排出方法の変更
- □ 法整備による拡大生産者責任の徹底
- □ 北名古屋工場(仮称)における焼却灰等の資源化
- ◎ 設備更新(富田工場・南陽工場)後の焼却灰の資源化手法の検討
- □ 発電効率の向上
- ロ メタン発酵処理設備の導入検討
- □ 北名古屋工場(仮称)の建設
- □富田工場の設備更新
- ◎ 南陽工場の設備更新
- ◎ 猪子石工場以降の工場の整備計画の検討
- □ 北名古屋工場(仮称)への破砕設備の導入
- ◎破砕施設の整備計画の検討
- □ 資源選別・保管施設の整備
- ◎ 愛岐処分場の長寿命化
- □広域処分場の活用
- □ 新規処分場の検討





廃棄物などの発生抑制がすすみ

資源が無駄なく利活用され<br />
環境への負荷が最小限に抑えられている



## 2 循環型都市の実現に向けた施策

(1) 基本方針1 協働 ~3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり~

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者との協働により、 大幅なごみ減量を達成することができました。

しかし、「ごみ非常事態宣言」から 15 年以上が経過し、その当時の協働の取り組みを経験した市民や職員も少なくなっており、3 Rの取り組みの実践にも少なからず影響を与えています。

市民・事業者と共に学び、共に行動することにより、さらなるごみ減量の取り組みを進めます。

## 施策体系

## 基本方針1 協働

~3Rの取り組みを支える 持続可能な仕組みづくり~ 施策の方向性①

環境学習の推進

施策の方向性②

協働を促進するための情報共有

	指標		
項目	現状 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)	目標値 (平成40年度)
日常生活でごみの減量やリサイクル に取り組んでいる市民の割合	81.7%	85%	90%以上

<sup>※「</sup>名古屋市総合計画2018」市民アンケート調査による

늠

策

 基本方針 1
 協働

 施策の方向性①
 環境学習の推進

- ・循環型社会の重要性や必要性について知って理解して、具体的な行動に移すため、 市民・事業者・行政が知識・ノウハウ・問題意識を持ち寄り、学び合いながら3R の取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。
- ・ 次世代を担う子どもたちに3 Rの取り組みの大切さを伝えることにより、家庭における継続的な取り組みにつなげていきます。
- ・ 職員の育成を進め、地域での3 Rの取り組みを展開していきます。

<u>主な施策</u>	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
◎「なごや環境学習プラン」の推進 「なごや環境学習プラン」に基づき、すべての世代、様々な主体 による学びと取り組みの場や機会の提供等の支援を行います。あ わせて、新たに環境問題に関心を持つきっかけづくりの充実を図 ります。	0	0
口 「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進 市民・事業者・教育機関・行政が参画する「なごや環境大学」 の仕組みを活用し、講座等で学び合いながら、3Rの取り組みに 主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。	0	0
□ 環境学習拠点(エコパルなごや)の充実 総合的な環境学習拠点である環境学習センター(エコパルなご や)において、3 Rに関する情報や環境学習機能を充実させ、子 どもから大人まで幅広く、3 Rに取り組むためのきっかけづくり の場を提供します。	0	0
□ 環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ 市民・事業者・行政の協働のもとに開催される環境イベント、 「環境デーなごや」等において、広く市民に対して具体的な3R行動の実践を促します。	0	0
□ 「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みの支援 幼稚園・保育園や学校などの環境学習の取り組みを支援するため、3 R について分かりやすく伝える出前講座等を実施し、家庭 における3 R の継続的な実践につなげます。	0	0
◎ ごみ減量マインドを持った職員の育成 ごみ減量や循環型社会の形成を自らの問題として主体的に取り 組み、「ごみ非常事態宣言」から現在までの本市のごみ減量の取り 組みや分別・リサイクルの意義について、市民に分かりやすく伝 えることができる職員を育成し、地域等において効果的な広報・ 啓発を行っていきます。	0	0

基本方針 1	協働
施策の方向性②	協働を促進するための情報共有

- ・市民・事業者が3 R に取り組む意義を理解し、取り組んだ成果を実感でき、さらなる取り組みの推進につなげることができるよう、「3 R 行動効果の見える化」を推進します。
- ・ 「3 R行動効果」を市民・事業者に的確に情報提供できるよう、対象者に合わせた きめ細かい啓発方法、多様な広報媒体の活用を進めます。

	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
□ 3 Rの取り組みの意義・成果を分かりやすく発信 ごみの処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等を「見える 化」し、市民や事業者に分かりやすく示すことで、3 Rに取り組 む意義を伝え、さらなる3 Rの取り組みを推進します。	0	0
□ 事業系廃棄物減量計画書に基づくデータ整備・公表 事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者に提出を義務 付けている事業系廃棄物減量計画書により、事業者のごみの排出 状況や資源化の実態を把握し、データの整備・公表を行います。		0
◎ I T媒体による情報の充実 3 Rに関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市公式ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。	0	0
◎ スーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信 市民が日常的に利用するスーパーマーケットや、コンビニエン スストア等、生活に身近な店舗の協力を得て、店頭等における広報・啓発の実施を検討します。	0	0
口 集団資源回収団体への研修機会の充実 地域における古紙、古着・古布リサイクルの核となっている集 団資源回収団体に対し、古紙(特に雑がみ)、古着・古布のリサイ クルに関する情報の発信源となるよう、研修・説明会の充実を図 ります。	0	0

旨

## (2) 基本方針 2 2 R の推進 ~ 「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす~

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R(「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」)の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

循環型社会形成推進基本法では、①発生抑制(リデュース)②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に基づいた取り組みを進めることが重要とされています。なかでも、2R(①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース))の取り組みは、埋立量・CO2排出量・処理コストを同時に削減する最善の方法です。

2 Rの取り組みには、法整備が不可欠であることから、引き続き国に法改正 を求めていくとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売事業 者に働きかけ、2 Rの取り組みを推進します。

## 施策体系

## 

指標					
項目	現状	目標値	目標値		
	(平成26年度)	(平成30年度)	(平成40年度)		
家庭系のごみ・資源の総排出量	57万トン	57万トン	56万トン		
(潜在排出量)	( — )	(58万トン)	(59万トン)		
事業系のごみ・資源の総排出量	36万トン	36万トン	35万トン		
(潜在排出量)	( — )	(36万トン)	(36万トン)		

基本方針 2	2 Rの推進
施策の方向性③	名古屋ルール運動の展開

- ・名古屋ルール運動\*により、古紙リサイクルからレジ袋有料化へと発展してきた取り組みを、レジ袋以外の容器包装にも広げ、2Rの取り組みの充実を図ります。
- ※消費者と流通事業者などが、協議して共通のルールを定め、協働により3Rの推進をめざす仕組み。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
ロ レジ袋有料化の推進 レジ袋有料化の意義を、消費者・事業者双方に発信し、有料化 実施店舗を応援します。 また、レジ袋有料化に参加していない業種・事業者に対して、 引き続き参加の働きかけを行っていきます。	0	0
◎ 簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり 簡易包装の商品に識別ラベル(マーク)を付し、消費者が簡易包 装の商品を選択して購入することにより、製造メーカーに容器包 装の少ない商品等の開発を促す仕組みづくりの検討を進めます。	0	Ο
ロマイボトル・マイカップ運動の推進 給茶できる店舗や給水スポットの拡大により、市民がマイボト ル・マイカップを使いやすい環境を整えることで、使い捨て飲料 容器の削減を進めます。	0	0
◎ リユースびん循環の仕組みづくり 市民・事業者との協働により、飲食店を中心としたリユースびん循環の仕組みづくりの検討を進めます。	0	0

늠

基本方針 2 2 R の推進

施策の方向性④

## 消費者・事業者の自主的な行動の促進

- 「もったいない=必要なものを必要なだけつくる、買う」という意識の啓発に努め、 リデュースの取り組みを促進します。
- ・環境面だけでなく、経済的・社会的な側面からの広報・啓発を推進します。
- ・消費者自身が買い物を通して社会を変えていくことの重要性を啓発していきます。
- ・ 家庭から出る生ごみの減量に向けた自主的な取り組みにつながる広報・啓発を実施します。
- ・事業系ごみの削減がコスト削減につながることを啓発することにより、重点的に紙類と生ごみの発生抑制を推進します。

主な施策	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
◎ 動画等を活用した広報・啓発の展開 動画等を活用しながら、2Rの取り組みを「おしゃれ」・「お得」 といった側面からPRすることにより、市民の自主的な行動を促 進します。	0	
□ 三県一市グリーン購入キャンペーンの実施 事業者、東海三県及び本市が協働して広域的なキャンペーンを 実施し、簡易包装商品の購入促進など、2Rの取り組みの広報・ 啓発を行います。	0	0
□ 生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」の推進 家庭から出る可燃ごみの約3割を占める生ごみを削減するため、家計にもやさしい「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」3ない運動と、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」を推進します。	0	
口 <b>生ごみ堆肥化の促進</b> 生ごみ資源化の意義や方法を伝える講座を実施し、家庭の生ご みを堆肥にして家庭菜園やベランダのプランター等で有効利用す る取り組みを促進します。	0	
◎飲食店等と連携した食品ロス削減のための仕組みづくり 生ごみの発生抑制について自ら取り組む、又は来店者への啓発 に協力する飲食店や小売店などを登録し、広報・周知するなど、 事業者と連携した食品□ス削減に向けた仕組みづくりの検討を進めます。	0	0

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市民と進める取り組み	事業者と進める 取り組み
□ 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 事業系廃棄物減量計画書に記載された廃棄物の減量状況等を確認 するとともに、問題点、課題を聞き取り、必要な助言・指導を行 う立ち入り調査を実施します。		0
□ エコ事業所認定制度による2Rの推進 事業所における環境に配慮した自主的な取り組みを支援するエ コ事業所認定制度の広報・周知に努め、○A用紙や梱包材などの発 生抑制を促進します。		0
◎ 2 R に係る中小事業者への重点的な啓発 中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例 を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくこと により、中小事業者の2 R の取り組みを促進します。		0

策

施

基本方針 22 R の推進施策の方向性 5リユースの取り組み支援

- ・インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップなど、民間ベースで リユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない =物を大切にする」という意識の啓発に努め、リユースの取り組みを促進します。
- ・市民の自主的なリユースの取り組みを支援し、さらなるリユースを推進していきます。

主 <b>主な施策</b>	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
ロ リユース家具の展示・販売 粗大ごみの中でも修理が比較的容易な家具類を回収・修理し、 展示販売することにより、物を大切に長く使うという意識の啓発 に努めます。	0	
ロ <b>リユースに取り組むための講座の開催</b> なごや環境大学と連携しながら、いすの座面の張り替え講座等 リユースを実践するための講座を実施し、物を大切に長く使うと いう意識の啓発に努めます。	0	
ロ <b>リユース食器の貸し出し</b> 洗って繰り返し使えるリユース食器の貸し出しを通じて、「脱使 い捨て容器」の意識啓発に努めます。	0	
口 地域におけるフリーマーケットの開催支援 不用品のリユースを図る場を地域に定着させるため、地域の団体等 が主体的に行うフリーマーケットの開催を支援します。	0	
◎ 2 R に係る中小事業者への重点的な啓発(再掲) 中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例 を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくこと により、中小事業者の2 R の取り組みを促進します。		0
◎ リユースびん循環の仕組みづくり(再掲) 市民・事業者との協働により、飲食店を中心としたリユースびん循環の仕組みづくりの検討を進めます。	0	0

基本方針 2	2 Rの推進
施策の方向性⑥	2 R 推進のための社会経済システムの構築

・名古屋独自の取り組みだけでは、循環型社会の実現はできません。市民のライフスタイルやビジネススタイルを変えるとともに、本市の取り組みだけでなく、国全体の社会経済システムを循環型社会に向けたシステムに変えるための法整備を、国に働きかけていきます。

	市民と進める取り組み	事業者と進める 取り組み
口 法整備による拡大生産者責任の徹底 発生抑制を推進するためには、拡大生産者責任の徹底が不可欠 であり、容器包装リサイクル法の改正や事業者引き取り品目の拡 大など、法整備による拡大生産者責任の徹底を求めていきます。	0	0
□ <b>家庭ごみコスト負担のあり方についての検討</b>	0	
□ <b>事業者の自己処理責任の徹底</b> 事業者の自己処理責任を徹底し、ごみ減量・資源化の動機づけ を促進するため、受益者負担の観点も考慮しながら、ごみ処理に かかる事業者負担についての検討を行っていきます。		0

## (3) 基本方針 3 分別・リサイクルの推進 ~ごみも資源も分けて生かす~

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

家庭から排出されるごみについては、平成23年4月のプラスチック製品の 分別区分変更以降、プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下してい ます。また、古着・古布、雑がみの資源分別率も1割程度にとどまっています。

事業者から排出されるごみについては、約8割を占める紙類と生ごみの資源化 が進んでいません。

これらを重点品目として位置づけ、効果的な広報・啓発を行っていくことにより、分別・リサイクルの取り組みを進め、さらなるごみ減量をめざします。

## 施策体系

施策の方向性で

市民の分別徹底

施策の方向性®

事業者の分別徹底

施策の方向性⑨

限りある資源の有効活用と法令改正等への対応

施策の方向性⑩

リサイクル推進のための社会経済システムの構築

## 基本方針3 分別・リサイクルの推進

~ごみも資源も分けて生かす~

指標				
項目		現状 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)	目標値 (平成40年度)
	プラスチック製容器包装の資源分別率	47%	55%	70%
家庭系	紙製容器包装の資源分別率	34%	45%	70%
	古着・古布の資源分別率	9%	25%	40%
	雑がみの資源分別率	11%*	20%	40%
事業系	資源化可能な紙類の資源分別率	70%	75%	80%
	生ごみの資源分別率	34%	40%	50%

基本方針 3 分別・リサイクルの推進

施策の方向性で市民の分別徹底

- ・排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発を展開します。 〈重点対象〉市政の情報が伝わりにくい市民、ワンルームマンション・共同住宅 〈重点品目〉プラスチック製・紙製容器包装、古着・古布、雑がみ
- ・分別指導体制を強化し、地域と協力しながら取り組みを推進します。

	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
◎ 対象者を絞った集中的な広報・啓発 学生や外国人等、市政の情報が伝わりにくい市民や、転出入が 激しく分別ルールが定着しにくいワンルームマンション・共同住 宅の居住者等に対して、職員が周知・説明する機会を設け、効果 的な広報・啓発を展開します。	0	
<ul><li>◎ I T媒体による情報の充実(再掲)</li><li>3 R に関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市公式ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。</li></ul>	0	0
口 住宅管理会社(協議会)との連携強化 共同住宅管理会社等と組織する協議会を活用し、入居者に対する 広報、啓発、排出指導等の取り組みを実施します。また、住宅管理 会社担当者に対する分別研修の充実等、連携強化を図ります。	0	0
◎ 分別指導体制の強化 各環境事業所に配置している分別推進員の体制を拡充し、分別 マナーが徹底されていない共同住宅や資源集積場所等において、 不適正排出者に対する排出指導を行います。	0	
□ <b>地域と協働した取り組みの推進</b> 地域で分別に協力いただいている保健環境委員をはじめとする市 民の皆様と連携し、ごみと資源の分別や適正な排出をより一層進め るため、広報や普及啓発の取り組みを充実します。	0	
◎ 古着・古布の資源化の促進 事業者と連携した古着・古布の回収促進の取り組み等により、「古 着は資源」という分別意識を定着させ、集団資源回収等での古着・ 古布の回収を促進します。	0	0
口 <b>古紙持ち去り防止対策の実施</b> 集団資源回収の円滑な実施を確保するため、「名古屋市集団回収 における古紙の持去り防止に関する条例」に基づき、古紙持ち去 りの根絶に向けた取り組みを進めます。	0	0

策

基本方針3分別・リサイクルの推進施策の方向性®事業者の分別徹底

- ・ 紙類と生ごみを重点品目として分別・リサイクルを促進します。
- ・ 大規模事業所、多量排出事業者に対しては、立ち入り指導を中心に、中小事業者に対しては排出実態を把握することにより広報・啓発を充実させることで、分別・リサイクルを促進します。

	市民と進める取り組み	事業者と進める 取り組み
□ 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施(再掲) 事業系廃棄物減量計画書に記載された廃棄物の減量状況等を確認 するとともに、問題点、課題を聞き取り、必要な助言・指導を行 う立ち入り調査を実施します。		0
口 処理施設での搬入指導を通じた事業系ごみ分別の促進 資源化が可能な紙類等は市処理施設への搬入禁止物としており、搬入時における調査・指導を通じて、事業系ごみのさらなる 分別徹底、リサイクルを促進します。		Ο
◎ 事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 事業系ごみ排出量の約半分を占める中小事業者の排出実態の把 握に努め、啓発・指導に生かします。		0
□ 事業系ごみ収集・運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ 事業系ごみ収集の担い手である一般廃棄物収集・運搬許可業者 と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・ 生ごみの資源化促進の働きかけを行います。		0
◎ 分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発 中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例 を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくこと により、中小事業者の分別・リサイクルの取り組みを促進します。		0

基本方針3 分別・リサイクルの推進

## 施策の方向性⑨ 限りある資源の有効活用と法令改正等への対応

- ・ 廃棄物を貴重な資源として捉え、有用な資源を回収するとともに、エネルギー源と して活用し、枯渇が懸念される天然資源の消費の抑制につなげます。
- ・国の法令改正等にも適切に対応していきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
口 小型家電リサイクルの推進 携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電に含まれる鉄、アルミニウム、銅、貴金属等の有用な金属を資源として有効利用するため、市内のスーパーマーケットや区役所等の拠点で回収を行います。	0	0
口食用油リサイクルの推進 家庭の使用済み食用油をバイオディーゼル燃料等として有効利 用するため、市内のスーパーマーケット等の拠点で回収を行います。	0	0
◎ 資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討 現状では資源化困難とされている品目についても、リサイクル 技術の進展や民間資源化施設の動向等を見極めながら、新たな資 源化の方策を検討していきます。	0	0
◎「水銀に関する水俣条約」への対応 「水銀に関する水俣条約」への対応として、蛍光管など水銀を含 有する廃棄物の処理について、関係法令の改正や国の方針を踏ま えて回収・処理方法を検討していきます。	0	0
◎ スプレー缶類の排出方法の変更 スプレー缶類の排出方法については、「穴あけしないほうが望ま しい」という国の方針も踏まえ、「穴あけ不要」に変更します。	0	0

施

基本方針 3	分別・リサイクルの推進
施策の方向性⑩	リサイクル推進のための社会経済システムの構築

・ 容器包装リサイクル法は、「同じ素材でも容器包装のみに拡大生産者責任が適用されている」、「事業所から排出される容器包装には適用されない」等、多くの問題点が残されており、法整備を引き続き国に働きかけていきます。

主な施策	市民と進める取り組み	事業者と進める取り組み
□ <b>法整備による拡大生産者責任の徹底</b> 現行の容器包装リサイクル法は依然として、拡大生産者責任が不十分であり、①分かりやすい素材別リサイクル、②事業所から排出される容器包装等の法ルートによる資源化、③最も手間とコストがかかる収集・選別も含めたすべてのリサイクルコストを事業者負担とする等の法整備を引き続き求めていきます。 また、事業者引き取り品目の拡大に向け、資源有効利用促進法等の見直しについても働きかけていきます。	0	0

## (4) 基本方針 4 環境に配慮した施設整備 ~将来にわたり持続可能な処理・処分体制を確保する~

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

ごみの減量や焼却灰等の溶融処理により、「ごみ非常事態宣言」当時に比べ、 大幅に埋立量を削減することができました。今後も、埋立量削減のため、さら なる焼却灰の資源化をめざしていくとともに、ごみ焼却に伴って発生する熱エ ネルギーの活用を積極的に推進していきます。

また、平成32年度から設備更新に入る南陽工場に続き、猪子石工場、五条川工場の2工場が更新時期を迎えることから、長期的な整備計画を立て安定的な処理体制を確保していきます。

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。一方で処理が困難な物の埋立や、災害などのリスク対応の観点から、埋立量が減少しても安定的な埋立処分体制の確保が必要です。したがって今後も埋立処分場の確保と長寿命化に努めていきます。

#### 施策体系

## 基本方針 4 環境に配慮した施設整備

~将来にわたり持続可能な 処理・処分体制を確保する~ 施策の方向性⑪

環境負荷の低減

施策の方向性(2)

計画的な施設整備

施策の方向性⑬

長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

指標				
項目	現状	目標値	目標値	
	(平成26年度)	(平成30年度)	(平成40年度)	
ごみ処理量	62万トン	59万トン	52万トン	
<市外分を含む場合>	<67万トン>	<64万トン>	<57万トン>	
焼却・溶融量	61万トン	59万トン	52万トン	
<市外分を含む場合>	<66万トン>	<64万トン>	<57万トン>	
埋立量	4.9万トン	4.1万トン	1.5万トン	
<市外分を含む場合>	<5.2万トン>	<4.4万トン>	<1.8万トン>	

基本方針 4

環境に配慮した施設整備

施策の方向性印

環境負荷の低減

## <焼却灰の資源化>

平成32年度に稼働する北名古屋工場(仮称)において、焼却灰等の全量資源化を図ることにより、本市の埋立量を2万トン程度まで削減します。平成32年度以降は工場の整備にあたり既存建屋を有効活用していくため、配置上の問題から自工場における溶融処理は行わず、民間施設における焼却灰の溶融処理、セメント化及び焼成処理による資源化を検討します。

民間施設での資源化は、現状では広域処分場における処分コストに比べ高額となっている状況から、広域処分場を含めた既存処分場の状況、受け入れ可能な民間施設の状況やその資源化コスト、本市焼却工場の焼却灰の処理状況等を総合的に勘案しながら検討を進めます。

## 主な施策

- □ 北名古屋工場(仮称)における焼却灰等の資源化
- ◎ 設備更新(富田工場・南陽工場)後の焼却灰の資源化手法の検討
- ◎・・・新規・拡充 □・・・継続

#### **<エネルギー回収の推進>**

焼却工場の整備にあたっては、既存建屋の有効活用という制約の中、高効率発電設備 の導入を図るなど、より一層の熱エネルギーの活用を推進していきます。

また、収集した可燃ごみをメタン発酵処理する設備については、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、南陽工場への導入は見送ります。

今後のメタン発酵処理技術の進展状況によっては、焼却処理に比べて効率的なエネルギー回収や、 $CO_2$ 排出量の削減も期待できる可能性があることから引き続き焼却工場への導入を検討していきます。

#### 主な施策

- □ 発電効率の向上
- □ メタン発酵処理設備の導入検討
- ◎・・・新規・拡充

基本方針 4

環境に配慮した施設整備

施策の方向性⑫

計画的な施設整備

#### <焼却工場の整備>

平成27年度において、4工場が稼働していますが、処理能力の5割を南陽工場が担っています(南陽工場の設備規模は、他の3工場分に相当)。南陽工場の老朽化による休止時にはごみ処理量の削減を前提にしても2工場分の整備が必要となることから、平成32年度稼働に向けて北名古屋工場(仮称)の建設と休止している富田工場の既存建屋を有効活用した設備更新を進めていきます。南陽工場の休止と北名古屋工場(仮称)、富田工場の稼働により工場の規模がほぼ平準化されることから、これ以降は6工場体制(5工場稼働、1工場整備)で施設整備を進めていきます。

南陽工場については、ごみ処理量、季節変動、災害リスク等を考慮して設備規模を560トン/日に縮小し平成38年度頃の稼働をめざします。

また、南陽工場が稼働する平成38年度頃には、猪子石工場は稼働後24年、五条川工場は稼働後22年を迎えることから、以下の観点を踏まえ、大規模改修、設備更新等の整備方法を検討していきます。

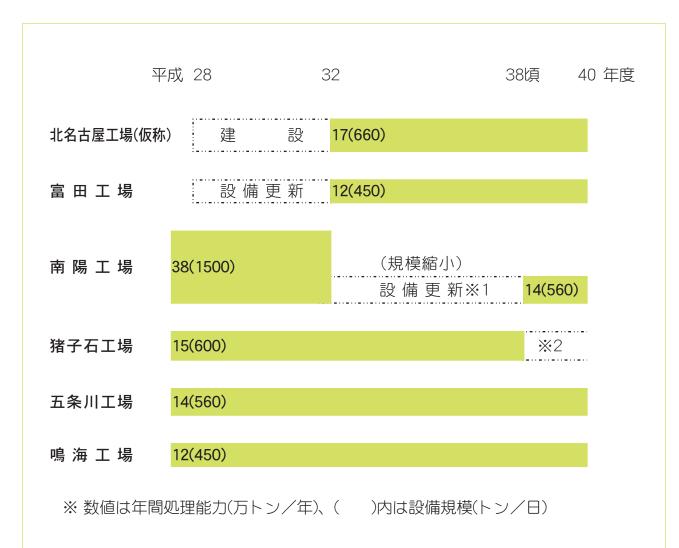
- ① 災害リスクや収集・運搬効率の観点からの地域バランスの確保
- ② コスト削減(既存建屋の有効活用等)
- ③ 設備の老朽化の状況

#### 主な施策

- □ 北名古屋工場(仮称)の建設
- □ 富田工場の設備更新
- ◎ 南陽工場の設備更新
- ◎ 猪子石工場以降の工場の整備計画の検討
- ◎・・・新規・拡充

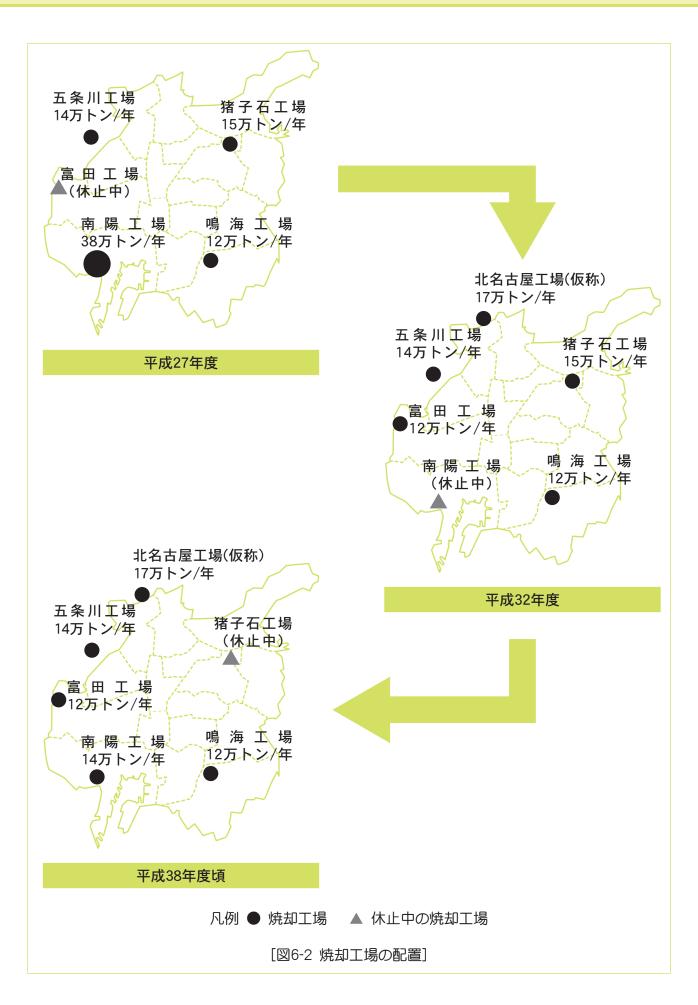
策

施



- ※1 溶融設備は、配置上の問題から導入は困難。 収集した可燃ごみをメタン発酵処理する設備は、稼働実績が少なく長期 間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も 不利なことから、導入を見送る。
- ※2 大規模改修(老朽化した重要な設備を更新)又は設備更新(建屋を有効活用 して全ての設備を更新)

[図6-1 平成40年度までの施設整備計画]



策

## <破砕施設の整備>

本市の不燃ごみ・粗大ごみの大半を処理している大江破砕工場は平成9年度から稼働しています。平成20年度の火災で被災した選別設備は更新しましたが、被災しなかった破砕機などの主要部分は老朽化が進行しており、大規模な補修が必要な時期を迎えています。

平成32年度に稼働する北名古屋工場(仮称)への破砕設備(50トン/5h)の導入により一定の地域バランス・リスク分散が図れるものの、大江破砕工場は引き続き稼働させていく必要があります。今後、南陽工場や他の焼却工場への破砕設備導入の可能性、コスト、リスク分散等の比較検討により大江破砕工場も含めた破砕施設の整備の方針を検討していきます。

## 主な施策

- □ 北名古屋工場(仮称)への破砕設備の導入
- ◎ 破砕施設の整備計画の検討
- ◎・・・新規・拡充 □・・・継続

## <資源選別・保管施設の整備>

資源の選別・保管施設については、今後の処理量の推移を踏まえつつ、設備の老朽 化に対応した補修や設備更新を検討していきます。

#### 主な施策

- □ 資源選別・保管施設の整備
- ◎・・・新規・拡充

基本方針 4

環境に配慮した施設整備

施策の方向性③

長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

#### 〈埋立処分場の長期活用〉

愛岐処分場は焼却灰だけでなく、処理が困難な物の埋立、埋立量が変動した場合の 柔軟な対応、災害時等の仮置き場としての活用など、他の処分場では取って代わるこ とのできない、本市の要となる処分場として、できるかぎり長く活用することが必要 です。そのため、長期管理計画に基づき、浸出水処理施設の改修の実施等により、長 寿命化に対応する整備を計画的に行っていきます。

## 主な施策

## ◎ 愛岐処分場の長寿命化

◎・・・新規・拡充

## <広域処分場などの活用>

愛知県が中心となって整備した、広域処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、本市処分場の負荷を軽減するとともにリスク分散にもつながることから、今後も可能な限り活用していくことが必要です。また、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の終了後も引き続き次期広域処分場が活用できるよう、処分場の確保という同じ課題を持つ市町村と連携し、関係機関に働きかけていきます。

なお、民間処分場については、災害時など必要に応じて活用します。

#### 主な施策

#### □ 広域処分場の活用

◎・・・新規・拡充

#### <新規処分場の検討>

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。第二処分場に続く新規処分場については、自区内処理やリスク分散、建設コスト、焼却灰等の資源化状況等を考慮しつつ検討を行います。

#### 主な施策

#### □ 新規処分場の検討

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

## 3 計画期間における取り組み

#### 計画期間 30 40 28年度 ① 環境学習の推進 ◎「なごや環境学習プラン」の推進 推進-口「なごや環境大学」を活用した人づくり・ 実施 人の輪づくりの推進 □ 環境学習拠点(エコパルなごや)の充実 実施 □ 環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ 継続実施・ 本方針 ロ「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」 継続実施・ の取り組みの支援 ◎ ごみ減量マインドを持った職員の育成 実施 協 ② 協働を促進するための情報共有 □ 3Rの取り組みの意義・成果を分かりやすく発信 (見える化の推進) □ 事業系廃棄物減量計画書に基づくデータ整備・公表 継続実施-◎ I T媒体による情報の充実 充実・実施 ◎ スーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信 検討・実施 □ 集団資源回収団体への研修機会の充実 実施 ③ 名古屋ルール運動の展開 ロレジ袋有料化の推進 実施 ◎ 簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり 検討・実施 □ マイボトル・マイカップ運動の推進 継続実施 -◎ リユースびん循環の仕組みづくり 検討・実施 ④ 消費者・事業者の自主的な行動の促進 実施 ◎ 動画等を活用した広報・啓発の展開 □ 三県一市グリーン購入キャンペーンの実施 継続実施 □ 生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、 継続実施 -「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」の推進 本方針 □ 生ごみ堆肥化の促進 継続実施・ 検討・実施 ◎ 飲食店等と連携した食品□ス削減のための仕組みづくり □ 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 継続実施 -□ エコ事業所認定制度による2Rの推進 継続実施 -2 ◎ 2 Rに係る中小事業者への重点的な啓発 実施 R の ⑤ リユースの取り組み支援 推 ロ リユース家具の展示・販売 継続実施 淮 ロ リユースに取り組むための講座の開催 継続実施 ロ リユース食器の貸し出し 継続実施 -□ 地域におけるフリーマーケットの開催支援 継続実施 -◎ 2 Rに係る中小事業者への重点的な啓発(再掲) 実施 検討・実施 ◎ リユースびん循環の仕組みづくり(再掲) ⑥ 2 R推進のための社会経済システムの構築 □ 法整備による拡大生産者責任の徹底 継続して働きかけ・ □ 家庭ごみコスト負担のあり方についての検討 検討 |-(検討を踏まえ対応)-□事業者の自己処理責任の徹底 検討 - (検討を踏まえ対応)・

計画期間

策



総合計画2018の計画期間である平成30年度までに各施策 を集中的に進めるとともに、環境省の指針に従い5年程度 で取り組みを点検・評価し、見直しを実施していきます。

## ⑪ 環境負荷の低減 □ 北名古屋工場(仮称)における焼却灰等の資源化 ◎ 設備更新(富田工場・南陽工場)後の焼却灰の資源化手法の検討 基本方針 □ 発電効率の向上 □ メタン発酵処理設備の導入検討 4 ⑫ 計画的な施設整備 □ 北名古屋工場(仮称)の建設 境に配慮した施設整備 □ 富田工場の設備更新 ◎ 南陽工場の設備更新 ◎ 猪子石工場以降の工場の整備計画の検討 □ 北名古屋工場(仮称)への破砕設備の導入 ◎ 破砕施設の整備計画の検討 □ 資源選別・保管施設の整備 ③ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保 ◎ 愛岐処分場の長寿命化 □広域処分場の活用 □ 新規処分場の検討



◎・・・新規・拡充 □・・・継続

第2部 し尿等処理基本計画

# 第1章 策定にあたって

し尿の理想的な処理は下水道処理であり、本市においては、明治時代から下水道の整備事業を開始し、途中戦争による中断があったものの、着実に下水道の整備拡大を進めてきました。

その結果、平成 27 年 3 月末現在では、下水処理区域の面積は、市街化区域の 95.5 パーセントにあたる 28,885 ヘクタールとなり、市の総人口の 99.3 パーセントにあたる 225 万 7 千人の市民が下水道を利用できることとなりました。今後も下水処理区域(以下「処理区域」という。)を拡大していく予定です。

しかし、今後の下水道の普及率の上昇に伴い、くみ取り便所及び浄化槽の設置数は、徐々 に減少するものと予測されますが、処理区域にあっても未水洗化家屋が残存している現状 から、今後もくみ取り便所及び浄化槽が残るものと予測されます。

このような状況の下で、市民の衛生的な生活環境の確保のため、くみ取り便所のし尿(以下「し尿」という。)及び浄化槽清掃時に発生する汚泥(以下「浄化槽汚泥」という。)の処理については、引き続き、その適正処理体制の確保及び浄化槽等の施設の適正な維持管理の指導の徹底を図っていく必要があり、本市のし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)処理の施策の基本事項を「し尿等処理基本計画」として定めます。

# 第2章 策定の基本方針

## 1 処理区域内

処理区域においては、し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持管理の徹底を図りつつ、水洗化の普及促進に努めていきます。

## 2 処理区域外

下水処理区域外(以下「処理区域外」という。)においても同様に、し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ります。

## 3 計画期間

計画期間は、平成28年度(2016)から平成40年度(2028)までとします。計画期間中に諸条件の大きな変動があった場合は、適切な見直しを行います。

## 1 し尿等の処理量の将来予測

## (1) 下水道整備

現在、下水道未整備区域が多く残っている中川区・港区・守山区・緑区を中心に下水道の整備が進められ、早期普及をめざしています。

## (2) し尿等の処理量の将来予測

将来のし尿等の処理量は、平成22年度から平成26年度までの過去5年間の実績をもとに予測しました。(図表「し尿等の処理量の実績と推計値」を参照)

単位:キロリットル

項目	平成26年度	平成30年度	平成40年度
し尿	15,812	14,789	12,688
浄化槽汚泥	26,132	21,646	13,516

## 2 水洗化等普及促進

## (1) 処理区域内

処理区域においては、水洗化促進のため、引き続き戸別訪問による普及活動を進めるとともに、<み取り便所等の改造のための助成制度をより一層活用し、勧奨効果の発揮を図っていきます。

## (2) 処理区域外

処理区域外においては下水道整備事業の進捗により対象範囲が狭まりつつあることから、くみ取り便所や浄化槽設置家屋のデータ把握に努め、新たに下水管工事を行う地区への事前説明会の開催等で効率的な普及促進に努めるほか、合併処理浄化槽の設置相談に応じる等水洗化率向上に努めていきます。

# 3 収集・運搬計画

### (1) し尿

## ア体制

現在、し尿の収集及び運搬は、3環境事業所(北・中川・緑)で実施しています。 し尿収集量はゆるやかな減少傾向にありますが、それに伴う収集効率の低下を考慮 する必要があります。

し尿収集量が大きく変動した場合には、収集車両の増減や収集担当区の区割り変更など、体制見直しについて検討します。

#### イ 収集回数等

収集回数は、一般家庭においては、今後とも概ね月2回とし、長期にわたりあらかじめ収集日を予定表でお知らせする計画収集を継続します。また、仮設便所の収集においては現在の収集申込受付時に収集時期を決定する方法を継続します。

## (2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集及び運搬は許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し立ち入り検査等を行い、適正な収集及び運搬が行われるよう指導します。

## 4 処分計画

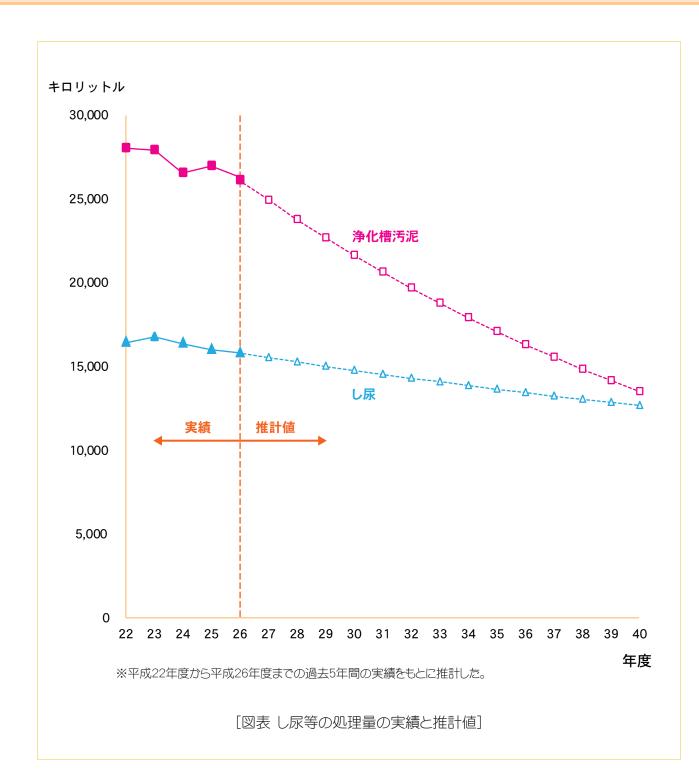
#### (1) 処分方法

自然環境の保全の観点と市民の衛生的な生活環境の確保のため、全量下水道による処分を継続します。

### (2) 施設

現在、し尿及び浄化槽汚泥の処分は、3作業場(下飯田・港・内田橋)で実施しており、引き続き適切な施設運営に努めていきます。

策







ご意見・ご提案をお待ちしています。(下記発行元までお寄せください。)

## 名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話: 052-972-2398 FAX: 052-972-4133 E-mail: a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp